

大原幽学没後門人と明治の旧幕臣

樋口雄彦

Followers and Former Bakufu Vassals Following the Death of Ohara Yugaku

はじめに

- ① 沼津兵学校資業生高松寛剛・早川省義兄弟
- ② 山崎衡という人物―高松力蔵の後身―
- ③ 伊藤隼の軌跡―横浜語学所から沼津兵学校・静岡学問所へ―
- ④ 性理学と明治の旧幕臣
- ⑤ 伊藤家文書の発見
おわりに

【論文要旨】

大原幽学は、全国を流浪した後、下総国香取郡長部村（千葉県千潟町）に居を定め、産業組合組織による耕地整理・農業技術改良・農作業の計画化・消費物資の共同購入といった方法で、天保期の荒廃した農村を建て直そうとした人物である。利己心を制し勤勉につとめ禁欲的に生活すべしというその主張は、道徳と経済とを統一した実践哲学であり、多くの農民が門人となり教えを奉じた。幽学の思想は、性理学（性学）と呼ばれたが、村を越え広範に広まったその教えは、やがて幕府の嫌疑を受けることとなり、安政五年（一八五八）、幽学は自害する。

明治維新をはさみ、性理学は二代目・三代目の教主に引き継がれていった。門人には、大多数を占める下総農民に混ざって、江戸の幕臣、東京・静岡の旧幕臣が加わった。幽学を恩人と慕い、幕府による弾圧の際も支援を惜しまなかった御家人高松家の

存在が端緒といえるが、幽学没後同家が性理学から離れていったのに対し、別の幕臣たちの間で性理学が受容されることになった。特に明治十年代、東京在住の旧幕臣男女の間で急速に普及する。彼らの生活ぶりは、丁髷を切らず、肉食はせず、馬車・鉄道には乗らずといった、文明開化の世相に反するものであり、周囲からは隔絶した一種異様なコロニーを形成したようである。

反文明・反西洋の態度を取った明治の旧幕臣性理学徒であるが、そのグループの中には、幕末維新时期に横浜語学所・沼津兵学校・静岡学問所といった先端的な洋学機関で学び教えた経歴を持つ人物がいた。洋学から性理学へという転向は、彼のいかなる経歴の中に位置づけられるのか。本稿では、主としてその伊藤隼という人物に関する史料を紹介することを通じて、明治の旧幕臣が残した思想遍歴の跡をたどってみたい。

はじめに

幕府から嫌疑を受けた大原幽学を弁護し、自らの弟と偽ってまで庇おうとした人物に、幕府御家人高松彦七郎とその子彦三郎がいた。高松家の素性と幽学との関係については、松澤和彦氏の研究¹⁾によって明らかになった。すなわち、高松彦七郎は、幽学が活動拠点とした下総国長部村の農民出身であった。高松の生家は一旦潰れてしまったが、幽学の指導によって再興を果たし、高松はそのことを大いに感謝していたのである。

高松父子は性理学（幽学の教え）の正式な道友（門人）にはなっていないが、思想的な影響は及んだらしい。本稿では、まず、松澤氏の研究成果を受け、この高松家の明治以降の消息、とりわけ彦三郎の息子たちと高松力蔵（彦三郎の弟）に関して若干の事実を追加説明したい。

幽学没後、その教えは長部村の遠藤亮規によって受け継がれた。遠藤教祖時代に明治維新を迎えるが、従来の下総国農民ばかりでなく、静岡へ移住した旧幕臣が新たに入門し、その地縁により駿河・相模の庶民層も門人に加わることとなった。明治三年（一八七〇）入門の旧幕臣神谷謙之助は駿河国庵原郡柏尾村（静岡市）に居住していたが、同村の豪農・国学者高田宜和（潤作）を勧誘したのがきっかけとなったと思われる。さらに高田の実家で甥にあたる駿東郡沼津宿（沼津市）の豪商和田伝太郎が感化を受け、叔父・甥の二人は明治四年（一八七一）そろって遠藤に入門した。翌五年（一八七二）には和田のもう一人の叔父で、相州小田原の薬種商を継いでいた小西正蔭も入門を果たす。そして、たぶん小西の導きにより、足柄県の士族たち（旧小田原藩士）からも入門者が続出することになったのである。

明治六年（一八七三）四月、箱根で湯治中の遠藤が政府の手で逮捕され、同時に各地で九〇名余の性理学門人が拘束された。この事件は、旧

幕臣の性理学への接近を、徳川幕府再興・明治政府転覆を企てる陰謀であると誤解した司法省の役人によって引き起こされたものであった。数か月後、逮捕者は無罪放免となった。²⁾

遠藤は、国事犯事件から釈放後、滋賀県で客死した。三代目教主を継いだのは、下総府馬村の人石毛源五郎。石毛時代、明治十年代にはさらに士族・旧幕臣の入門者が増加し、東京に拠点を置き、教団内で一大勢力をなすに至る。ところが、経済活動を重視する旧来からの下総農民派と、宗教性・精神性を重視する旧幕臣派との間で対立が深まり、旧幕臣派に組した石毛は明治三十九年（一九〇六）教祖の座を追われる。

筆者は、明治以後の性理学に関し、特に静岡県の旧幕臣・平民入門者の存在を紹介すべく、小文を執筆したことがあった。³⁾ その中では、チョンマゲを切らず、肉食をせず、人力車・馬車・鉄道に乗らないという、文明開化に逆行する旧幕臣門人の生活ぶりに着目し、静岡学園所・沼津兵学校や明六社に代表される洋学系旧幕臣・静岡藩士が持つ開明性とは全く違う意識を有した人々が存在したことを指摘しておいた。

しかし、最近、大原幽学記念館所蔵の「大原幽学関係歴史資料」を調査する機会を得、性理学の門人となった旧幕臣には、伊藤隼という、生粋の洋学系ともいべき人物が存在し、教団の中で大きな役割を果たしていたことが判明した。性理学門人は単純に反文明・アンチ西洋ではなかったのではないか。それとも、洋学系旧幕臣が単純な親西洋・文明肯定派ではなかったと言うべきか。伊藤隼の入門前後の履歴・動向について、史料に即して述べていくことを本稿の第二の課題とする。

① 沼津兵学校資業生高松寛剛・早川省義兄弟

ここでは大原幽学の裁判において果たした高松彦七郎・彦三郎父子の役割については繰り返さないが、松澤和彦氏が明らかにした事実、そし

て松澤氏の研究成果を再確認すべく木村礎氏がまとめた要点から、その素性・履歴に関することを限定して記せば以下のようになる。

高松彦七郎茂雅（一七八七～一八六五）は、長部村の農民遠藤茂兵衛の子に生まれ、江戸に出て幕府御家人の養子となり、文化五年（一八〇八）御小人に召し抱えられ、後に御小人目付、御小人頭に進んだ。その長男高松彦三郎茂省（一八一八～六三）は、御小人目付をつとめ、ペリ来航後は御台場普請掛、長崎海軍伝習所の仕事に携わり、文久元年（一八六一）には幕府遣欧使節団に加わるなどの足跡を残した。彦三郎は高島流砲術を学び、海防や洋学・外国事情に関心が深かった。彦七郎の次男高松力蔵茂径は、生前の幽学に親しく師事した経歴を持っていたが、安政四年（一八五七）長崎海軍伝習所の生徒に選ばれ、幕府海軍士官への道を歩んだ。彦三郎には男子が三人あり、長男は太郎、次男は次郎（嘉永五年生まれ）といった。嘉永五年（一八五二）彦三郎の妻は將軍家慶の子松平長吉郎の乳持となったため、次郎は長吉郎と乳兄弟の間柄になった。太郎は、後年高松寛剛と名乗り、陸軍歩兵少佐となったが、幽学の後継者遠藤亮規の死去に際し香典を送ったり、明治四〇年（一九〇七）幽学五十年忌にあたり八石教場に幽学遺著を持参するなど、明治以降も遠藤家・性理学会とのつながりを維持し、明治四三年（一九一〇）四月三〇日六二歳で没した。

実は、幽学のシンパ高松彦七郎の孫、すなわち彦三郎の長男高松寛剛は、維新後静岡藩徳川家が設立した沼津兵学校の生徒であった。沼津兵学校を研究テーマとする筆者は、思いもかけず松澤氏の論文中に彼の名前を発見し驚いた。「大原幽学」と「沼津兵学校」、まったく接点があるとは思えなかったからである。しかし、よく考えてみれば、没後門人に旧幕臣・静岡藩士が少なくなかったことは承知していたので、決して理解できないことではなかった。

さて、以下は、高松寛剛の履歴に関し、松澤氏が言及していない諸点

を付け加えてみたい。まずは幕末期であるが、慶応二年（一八六六）三月九日、太郎こと寛剛が、彦七郎の「嫡孫承祖」として御役員無足見習に就任した記録がある。祖父彦七郎よりも父彦三郎が先に亡くなったため、寛剛は嫡孫として家を継ぐ立場にあったのである。そして、二〇歳で幕府瓦解を迎えた時、祖父も父母もすでになく、家長として祖母や兄弟を連れ沼津に移住したのではないかと推測される。明治二年（一八六九）正月試験によって句読手伝心得を拜命、四月には沼津兵学校第二期資業生に及第し、静岡藩の陸軍士官への道をつかんだ。資業生になれる規定の年齢を越えていたが、例外的に許可され、年内修業料として二〇両を下された。第二期・第三期の資業生は、旧幕府陸軍士官の出身者が多かったため「士官連」と呼ばれたが、寛剛も幕末期すでに陸軍に所属していた可能性が高い。同級生が残した生徒名簿には、「兵士持」一二人の一人として記載されており、古参の資業生・士官候補者として兵卒の訓練を担当したことがわかる。なお、沼津では、城下の添地町に住んだらしい⁽⁶⁾。また、寛剛は沼津時代、日記を付けており、二年七月七日沼津病院建築にあたり金一〇〇疋を献金したといった記事を引用した文献⁽⁷⁾もあるが、現在日記の所在は不明である。

沼津での生活は三年半で終わった。兵学校の政府移管に伴い、明治五年（一八七二）五月資業生は東京の陸軍教導団に編入されることとなったのである。六三名の資業生は隊伍を組み東京へ向かったが、寛剛は伍長六名の一人に選ばれ、八名の隊員を束ねる責任を負った⁽⁸⁾。教導団は下士官養成機関であり、静岡藩では士官候補者だった元沼津兵学校資業生にとっては屈辱的な処遇であった。六三名の過半数が陸軍を辞めていったが、寛剛はあくまで軍人の道歩んだ。兵科は工兵であり、墓石に「陸軍歩兵少佐」と彫られているとされた松澤氏の調査は、明らかに見誤りである。官員録で彼の名前を拾ってみると、明治二年（一八七九）工兵中尉、一九年（一八八六）工兵大尉・参謀本部地図課班長など

とある。沼津で身に付けた数学を武器に、測量・地図作成の分野で仕事をしたことがうかがえる。最終の階級は陸軍工兵少佐であった。

東京移住後も、沼津兵学校出身者の同窓会・沼津旧友会、旧幕臣・静岡県出身者の育英団体・静岡育英会の会員として、旧交を温めている。⁽⁹⁾

明治四一年(一九〇八)沼津兵学校生徒出身者が元教授たちを招いて開いた謝恩会にも出席しており、記念の集合写真に写っている。⁽¹⁰⁾ 子どもの教育にも熱心だったのだろう、明治三〇年(一八九七)九月長男の茂承(明治一四年生まれ)を慶応義塾に入学させている。⁽¹¹⁾

干潟町長部の遠藤三男家文書中には、遠藤新太郎に宛てた寛剛の四月二五日付書簡が一通残る。⁽¹²⁾ 法要で訪問した際の礼状である。四月二四日が命日である父彦三郎の法要と考えられ、明治前期のものとして推定されるが、年ははっきりしない。

次に寛剛の弟次郎のことである。実は、高松次郎も兄とともに沼津兵学校資生校生になっていた。静岡藩の職員名簿、明治二年刊行の「沼津御役人附」、三年刊行の「静岡御役人附」には、「高松太郎」とともに「高松次郎」の名がしっかりと載っている。⁽¹³⁾ 二年九月及第四期資生校である。やはり兵士持になっている。三年(一八七〇)静岡藩士早川行迅の養子となり、翌四年には家督を継いだ。早川省義(あきよし)というのが以後の名乗りである。養家に入ったためだろう、六年の沼津城内図では、高松寛剛とは別の場所に居を構えている。五年教導団に編入され上京したが、以後の軍歴については、兄寛剛よりも詳しくわかる。六年陸軍工兵少尉、一〇年(一八七七)中尉、一二年(一八七九)参謀本部員・海岸防禦取調委員、一五年(一八八二)大尉、二二年(一八八九)参謀本部製図課長、二八年(一八九五)中佐、三二年(一八九九)工兵大佐・陸地測量部製図課長、三六年(一九〇〇)少将といった足跡である。兄以上に工兵科、とりわけ陸地測量部での地図作りに大きく貢献し、同じ旧幕臣出身の初代陸地測量部部長小菅智淵に次ぐ功労者として知ら

れる。人柄は「性直諒勤勉」とされる。生まれは嘉永五年(一八五二)七月七日、亡くなったのは明治三六年(一九〇三)二月二日。墓石は雑司ヶ谷霊園に立つ。⁽¹⁴⁾

② 山崎衡という人物―高松力蔵の後身―

松澤和彦氏は、彦七郎の次男高松力蔵に関しても、幽学に親しく師事したことや長崎海軍伝習所に学んだことなど、多くの事実を明らかにされた。しかし、彼の維新後の履歴については言及していない。ところが高松力蔵は、姓名を変え維新後も生きていた。そして性理学と深い関わりを持ち続けたのである。

その事実が判明したのは、昌平饗の歴代登科者名簿の安政三年(一八五六)八月甲科及第者中に以下のような記述があったからである。

御小人頭

彦七郎五男

高松力蔵

山崎衡三郎ト改名シテ
御徒目付ノ箱館の調役ニ成

文久元年(一八六一)一二月にはすでに山崎衡三郎の名前になっており、御普請役格御代官手附から御徒目付になった履歴が知られる。⁽¹⁵⁾ 維新後は静岡に移住、三等勤番組として新居勤番組に属した。その後衡と改名、廢藩後は上京し、正院・左院・群馬県などに奉職したらしい。⁽¹⁶⁾

山崎衡という名前的人物については、木村礎氏の研究書にもたびたび登場していた。⁽¹⁷⁾ すなわち、明治五年(一八七二)九月、性理学を教部省傘下に入れるべく推薦書を起草した教部省権大録が山崎衡その人である。山崎は、本来性理学には薄かった神道的色彩を意図的に強調し、教部省公認の神道教会とすることに尽力したが、なぜそのような好意的な行動をとったのかは説明されていなかった。また、後に山崎が、分裂抗争に際して、旧派(農民派)の立場に立って、新派(士族派)の伊佐岑満

(新次郎)と論争を繰り広げたことが紹介されているが、なぜ教部省の役人であった彼が急に性理学の信者となって現れてくるのか、経緯がまったくわからなかった。しかし、山崎衡II高松力蔵ということであれば、その謎が氷解するのである。

山崎は、明治六年の性理学弾圧事件で投獄された遠藤亮規に金を贈ろうとして処罰されるといった小さな事件も引き起こしていた。山崎にとって遠藤は「親友」だった。そのことは以下に引用する史料(19)から判明した。

十月十五日

少主記山崎衡親友繫獄中金ヲ贈ントスル罪ヲ呵責ス

司法省上申 史官宛

浜松県貫属土族山崎衡儀、尋ノ儀有之、差出シ方本貫出張所へ申達置候処、今朝出頭、当時少主記拜命罷在候趣申出候、右拜命ノ儀ハ不相心得、呼出シ候儀ニハ候得共、差掛リ御吟味之筋ニ付一応相尋候上、猶御掛合可申進儀モ可有之、不取敢此段為御承知申進置候也、八月十二日司法

司法省上申 史官宛

少主記山崎衡吟味中当省へ留置申付候間、此段及御掛合置候也、八月十二日司法

司法省上申 史官宛

少主記山崎衡、右之者先達テ已来吟味之末本日別紙之通申渡、一件落著致候、此段為御承知申進候也 十月十五日

少主記山崎衡へ申渡 司法省

其方儀、親友遠藤亮規繫獄セラル、ニ付牢家掛之役方へ金ヲ贈リ獄中ノ苦ヲ救フ様周旋取計、五木田次郎左衛門ヨリ頼ヲ受ケ同人ヨリ金子相預リ親類ニテ監倉掛相勤ル広瀬忠誠へ相談ニ及フノ処、事行ハレ難キ次第ニ付、追テ右金子ハ差戻セシ段、全ク親友ヲ愍ムノ情

交二出ヲ酌量シ呵責申付ル 司法

高松家の人々は、幽学生前中のみならず、没後、そして明治以後も性理学の存続に力を貸そうとしたのである。山崎は、明治二十年代まで健在だったようで、新田義貞を弁護した『洗冤史論』(明治一八年刊)・『洗冤史論続篇 碧血偉蹤』(明治二六年刊)といった著書があるが、その後の動向は不明である。甥の高松寛剛・早川省義は最初から性理学とは無縁だったらしいが、山崎は年月を経てだんだん疎遠になっていったのかもしれない。

③ 伊藤隼の軌跡——横浜語学所から沼津兵学校・静岡学問所へ——

1 沼津兵学校調馬方伊藤隼一

大原幽学記念館所蔵「大原幽学関係歴史資料」の中に、「IV R 書翰(没後)」と分類された一群の書翰がある。二二八点(件)のうち、一五〇通以上が伊藤隼・伊藤隼一・伊藤隼輔・伊藤岩一郎といった人物が受取人・差出人になったものである(無記名のものについても内容から推定)。また、「IV M 日記1(没後)」「IV N 日記2(没後)」に分類された中にも、伊藤得志・伊藤隼の名で記された日記が一四冊ほどある。伊藤家の名が記された文書は他の分類項目中にも散見される。どうやら伊藤という家に伝わった史料が一括されて八石性理学会に収められたのではないかと想像された。筆者は、最初に目録で「伊藤隼一」という人名を見て思い当たるところがあった。そして、史料の实物を閲覧し、内容を読み込むことによりそれが確信に変わった。伊藤隼一は、沼津兵学校調馬方として静岡藩職員名簿(20)に記されている人物なのである。

すでに伊藤隼一に関してわかっていたのは、以下の諸点である。沼津兵学校時代の隼一は、同僚の竹田金次郎・並木桃之丞らとともに幕府の

馬牧を引き継いだ愛鷹牧のことを所管した⁽²³⁾。当時記された手書きの兵学校名簿に「大坂 伊藤隼一」とあることから、後に徵命を受け政府の大坂兵学寮に出仕したらしいこと。慶応四年七月に作成された徳川家の駿河移封随従予定者名簿「駿河表召連候家来姓名」には、「隼一」の名ではないが、馬乗差図役として掲載されている「伊藤隼之助」が隼一の前名らしいこと。伊藤隼之助は、幕府がフランスの力を借り陸軍士官養成を目指し設立した横浜語学所の生徒だったこと⁽²⁶⁾。慶応三年（一八六七）一月、ナポレオン三世が幕府に贈ったアラビア馬の小金牧での飼養に関連し、教師デシャルムの通弁として「騎兵方伊藤隼助」を横浜へ派遣されるべき指示が出されていること⁽²⁷⁾。

以上、事前にわかっていたことは、横浜語学所―騎兵方―沼津兵学校という、かすかな点と点を結ぶ断片的な事実には過ぎなかった。しかし、大原幽学記念館所蔵の史料によって、あやふやだった点も明確となり、さらなる新事実が判明するに至ったのである。

2 駿河移住と父の叱咤激励

伊藤関係書簡のうち、「隼」あての書簡が最も多く、一〇〇通以上を数えるが、それらは明治十年代以後のものであり、内容からいっても、三代目教祖石毛時代や分裂騒動に関連した史料として、研究者が目を通したことがあったかもしれない。しかし、それ以前の「岩一郎」「隼輔」「隼一」「半八郎」時代の書簡については、性理学には無関係なものとして見過ごされてきたようだ。しかし、そこにこそ伊藤家の素性を明らかにする手掛かりがあった。以下、その史料紹介を兼ねながら、伊藤家の足跡を明らかにしていきたい。

伊藤家関係文書には、旧幕時代のものも若干見受けられるが、幕府瓦解後のものとしては、明治元年九月二三日付と推定される書簡⁽²⁸⁾が最も早いと思われる。年欠であるが内容から明治元年と判断した。

（前略）其許ニも無事道中無滞日割之通着いたし候儀と目出度存候（中略）俸金拜戴之儀難有御事ニ御座候（中略）古之戴ものとは訳違ひ候間格別之御奉公出精いたし不申候而者無勿体仕合と存候（中略）朝臣いたし候もの之倅厄介等御奉公御免之段も無御余儀御事ニも可被為在候歟、乍去名々是迄勤来殊駿地迄御供をも被 仰付候御儀、是上ハ偏御憐察勤続可奉願外無之、其許局中之外ニも既知人之中同様之身分之ものも有之候間、能々遂相談、其上ニも自身横縦ニ思慮いたし候上、伊佐氏などとき賢者方ニ就キ裁断いたし貫ひ候様、輪ニ輪をかけ丈夫なるものニいたし（中略）修身を誤候様之儀無之様精々心懸ケ 徳家江 御召仕相成度と存込候段者いづく迄も動かさる様いたし、脇眼も不振断然と決着罷在候様存候（後略）

この書簡には、差出人も宛名も記されていないが、他の書簡との筆跡・内容等の比較・検討から、伊藤岩一郎が息子伊藤隼輔に宛てたものと考えられる。無事到着とは、徳川家の駿府移封に伴い、それに随従した隼輔が東京を出立し駿河（たぶん沼津）に到着したことを示す。隼輔は「駿地」へのお供を仰せ付かり、役職にも任命され俸金をいただくことになったようだが、幕府時代よりも一層の御奉公に励まなければならぬと釘を刺している。父岩一郎のほうは、後述するように幕府時代の勤務地横浜に留まり、新政府に出仕したようであるが、朝臣となった者の子弟・厄介が徳川家に仕え続けることができるのかどうか心配している。隼輔に対し、今後の身分に関して知り合ひの賢者伊佐氏（新次郎）らに相談するよう勧めるとともに、不動の決意をもって徳川家への奉公をすべしと激励している。横浜の岩一郎は、「東久世殿」へ嘆願するなど、上司である神奈川府知事東久世通禧に対しても何らかの運動を行っていたらしい。尚尚書の中には、「阿部君へも宜御申上可有之候、近日差書可致候」とあるが、これは隼輔が属した陸軍局の責任者、陸軍頭阿部潜（邦之助）への働きかけを言っているのであろう。

次の書簡も差出人・宛名がなく、年欠であるが、同じく明治元年の九月二七日付⁽²⁹⁾と思われる。「身分之処、沼津人別ニ候哉、又ハ外なる哉、如何」云々とあり、やはり岩一郎が藩内での隼輔の身分について心配したものである。

三通目は一〇月七日付⁽³⁰⁾であるが、やはり明治元年、岩一郎が隼輔に宛てたものであろう。息子への訓戒を主とする非常に長い手紙である。

「去ル朔日桑島伝五郎同道重四郎帰浜、伝五郎面会いたし、重四郎江為持越候書状落手いたし（中略）朔日出之書状下与一郎ノ届越、四日深夜落手、同人ノ書添ニ而シヤボン石箱差廻し方之儀懇ニ申越候事ニ候」という文面から、桑島伝五郎（駿河表召連候家来姓名）では馬乗差廻役下役並、「沼津御役人附」では沼津病院附馬医、や下与一郎（駿河表召連候家来姓名）では馬医取締、「沼津御役人附」では下文朔とある沼津病院附馬医と同一人物か）らと親しい関係にあったことがわかる。「其許身分之儀ニ付、心配いたし被申越候者親之分ニおゐてハ其身分も十倍心事相勞候こ、ち、乍去親子之分ニ而者余程考候上ニも良法と存候事も従他見候而者平等之論ニ涉かね候ものニ付、人之こ、ろも問ひおのれのこ、ろも種々と勘弁いたし候へとも」云々とあり、やはり隼輔の身分を心配している。「当港ニも警衛隊ニ成候もの之内ニも父兄ハ駿地ニ罷在候ものも有之、父子と子父との違ひニ有之、右等も如何可成行哉」ともあり、伊藤家とは逆に息子が横浜で新政府の警衛隊に加わり、親のほうに駿河に移住している旧幕臣がいることを指摘している。その後、手紙の文面は息子を叱りつける強い口調となる。隼輔側の書状が残っていないため、岩一郎が何に対して怒っているのかわかりにくい。が、「今般駿地出立ニ付而も入費不少、夫是も今以不心附、無用之ものを整入、俸禄奉戴候速改而自分へ之吹聴も不申越」とあることから、移住にあつたの無駄遣いや俸禄について報告をしなかったことなどが原因らしい。さらに、怒りは過去にまで遡つたようで、「昨年十月断髪之一条ニ

而受御叱、既其ため自分も差控相伺、其後断髪相止メ可申様ニ其頃より申勸候へとも今以其假也、髪を延し可申様とハ昨年十月九日附を以自分へ申越候書状之趣ニ而者自念ニ無之全く人之ためニ断髪いたし候儀ニ至候段申越候者、其節議論も可致者勿論、殊ニ寄候ハ、其断切候もの打果し候とも可然ニ、無其儀ハ自念ニ相当之訳ニ可有之候、しかれハ自分へ申越候書状ハ虚言ニ候、当春小金出立かけ吉三郎へ預ケ物之儀も甚粗忽之次第（中略）御奉公御免差控位者尤可有之儀、昨年より今年江涉如何敷次第柄とも数々」と続く。どうやら、昨年断髪をしたことに対する処罰や騎兵方として小金牧に出張した際の不始末などが重なつていたらしい。「最早無程二十一曆ニも乍及如何之事ニ候哉、其不分明之ものを養ひ置候而者第一君上へ之分ン相立不申候、如何ニて愚なる親と歎可被思」と手厳しい叱責が続く。そして、重要なのは、「一旦死去之届差出名を替、或ハ苗字を換などいたし候儀、甚御後闇取計ニ而豈 君家おゐて御許容可有之もの歎能々考見よ、何とて其許之仮親ニ可成ものハ無之若成候ものハ外ニ不目的之有之哉と被察申候、二十才ニも相成、下役等も有之候勤いたし、其位之弁別無之而者御奉公出来不申」という部分である。隼輔は、朝臣の子弟・厄介というあやふやな藩内での立場を脱すべく、死亡届を出し、名前を変えてまで確固たる身分を得ようと考えていたらしい。しかし、岩一郎は、虚偽の手続きは主君を欺くものであり、許されるべきものではないと断じた。二〇歳にもなつて、部下を持つ立場にありながら、それくらいに分別が付かないのかと厳しく批判する。移住先での生活についても、「其許なと三五年ハ飯焚水汲とも自身出来ぬこ、ろ得ニ而ハ駿地ニ而之御奉公ハ難見届と心配仕候」と、家来や召使なしで自活できるだけの覚悟が必要だと言ふ。「横浜廻りいたし外国人小遣等いたし候様ニ而者語学所ニ而御鴻恩奉受申候業を以産業といたし候而ハ以外之次第ニ付、横浜へハ何ニしても決而不立人事決意可罷在候、此の儀稔と承まれよ」とあるのは、横浜語学所で学んだフラ

ンス語を安易に使い、横浜で外国人の使用人になることなどは絶対に許さないということであろう。隼輔が横浜語学所出身であることを裏付ける部分でもある。岩一郎が非常に厳しい父親であったことをよく示す書簡である。

次も年欠、差出人・宛名なしの書簡であるが、元年一〇月一日と推定できるものである。⁽³¹⁾

(前略)阿部公江能々嘆願いたし形子能き後々之不都合も無之而居据り候様相成候へハ此上もなき事、無理なる仕方ニ而者後害難ニ至者勿論、眼前ニも又害なかるへしとハ難申、強情之所置有之候而者 君家江奉対不敬を究、則君臣之道ニ無之候間、如何ニも其辺厚心得、心得違ひ無之、短慮を起し申間敷、正理ニ適ひ先ハ一旦たとへ御暇ニ相成候とも再可引起事も可有之候へ共、短氣不心得之始末有之候而者再可引返事ハ決而出来不申候間、義を立、徳を元いたし徳義を以事を成し可申様、呉々存候(中略)我も一体之御事情難分候ニ付、東京ニ被居候 御家之御役之方「和泉殿、川勝江州」へハ御嘆申上居候事ニ候(中略)くれくれ心得違ひ不致、正直ニ御奉公可被罷在候(後略)

身分に関し、先の手紙と同じく偽りの死亡届や改名といった、無理な画策をしないようにというものである。引用部分以外にも、「阿部公江御内話申上」、「阿部公江打明し」といった文言が繰り返され、とにかく沼津の陸軍局のトップたる阿部潜に正直に打ち明けろという指示であった。岩一郎自身も、織田和泉・川勝近江ら東京駐在の藩幹部に嘆願していると言っている。

五通目には、「隼輔殿平信 父」と宛名・差出人が記載されている。日付は一〇月一五日とあるが、やはり明治元年であろう。⁽³²⁾「其許夏物聊取整、明荷式箇ニいたし浦賀吉田金次郎へ向相廻し申候、積便船有之次第差立、浦賀よりも同様之手続之積、廻船方ハ川村半左衛門宛之答

ニ有之候、右明荷中小野義三郎へ同人親之油紙包入有之候、着次第届可被申候事」とあり、横浜から沼津への荷物の送り方がわかる。川村半左衛門は沼津宿三枚橋町の回船問屋である。小野義三郎とは、隼輔と同僚であり、馬乗差図役並から沼津兵学校御馬方になった人物。後に函館大経と改名し、日本における競馬騎手の嚆矢となった。知り合いの朝比奈釜三なる人物が無縁移住することになったことを引き合いに出し、「其許ニ者勤仕ニ而在駿御難有事無此上」と、我が身の好運を嘔みしめるように言う。「決而早ヤマリ粗忽之事無之様いたされ可被申」と、相変わらず軽率な行動を慎むよう釘を刺す。付き合いなどの出費はできるだけ抑え、いただいた俸金のうち、余った金は上納するような心掛けで活計を立てなければならぬと、経済に対してもうるさい。「北角事、来ル廿二日東京出立、川崎宿泊之由申越候、其段相心得、沼津通行之頃度合見計面会いたし候様いたし度と存候」と、親戚である北角氏が東京を出立するので沼津で面会するように指示している。当時隼輔が沼津にいたことを裏付ける記述である。

次は、推定明治元年、一〇月二四日付書簡⁽³³⁾。差出人・宛名はない。これも身分に関わるこれまでの指示の再確認である。

(前略)其許之素意者いづく迄も駿遠三之御領地ならてハ踏ぬと決シ、乍去 君臣之間 君家より御暇被下、其御暇を戴かぬと申事ニ者素より成らぬ筋者心得違無之様いたし、決而横浜等江心を向け候との望無之段ハ先般其筋より同役共江内々被誘候をも断、又語学所ニ而俱々修業いたし候生徒、横浜ニおゐて外国館ニ入、立派ニ生活かしたし居候事も承知、金ニ成も心得罷在、又不思議成事ニ而東久世中将殿ニも御逢有之候ニ付、夫是ニ而横浜ニ残ル望有之候ハ、其時ニ候、然を振切、断然御断申上、駿地江罷出御奉公勤統罷在候段、難有御事ニ御座候間、此上とも何分御憐察被成下、偏動統方奉願、尤唯今迄之通之名前ニ而差支候ハ、北角家厄介ニいたし被具候様相

頼、姓も名も替、惣領除いたし候とも右等ハ非常之場合不苦（後略）
 ただし、これまでと違うのは、親戚である北角家の厄介となり、伊藤家の総領からはずれることも非常の措置として構わないとしている点である。この後に続く部分では、偽りの病死届を出す件については相変わらず否定的であり、「阿部公へひたすら事情申入御頼」、「勤向精出し志を淳朴ニいたし」といった指示は変わらないが、姓名を変えることについて岩一郎は妥協したのである。なお、引用部分からは、外国商人の間に入りし金儲けをしている横浜語学所出身者の存在、あるいは新政府の東久世通禧から誘いを受けたが、それらを断り駿河に移住したといいきさつがあつたことがわかる。

次の一月七日付書簡³⁴も差出人・宛名はないが、内容からいって明治元年のものであることは間違いない。

（前略）一民部大輔殿去ル三日横港御着船相成、船中江御機嫌奉伺候処、不計も 御目見被 仰付、薄暮御着船、直ニ御上陸、夜ニ入海手本陣江御泊相成、猶奉伺候処、亦々御目見被 仰付、難有候事ニ存候、翌四日朝御発船水戸殿御屋形江御着之御積り、寔御機嫌被為在、恐悦ニ候事、山高石州内々之話ニ御座候処者 御英明之君故彼国□留中、世之形勢も至而御心配被遊候事之由、恐入候事ニ御座候、仏蘭西国ハ九月二日に御発帆之よし
 一去年九月十九日開陽丸其外六艘箱館より五里程之処江着、脱走人六千余人上陸、脱艘よりハ使節差立候計之由之処、福山兵弘前兵より打出し、尤陸戦之由、官軍之方も引上ケ箱館之役所運上処とも官軍之方引上ケ相成、元永井玄蕃頭箱館奉行之由、其外沓州等重き方々被乗組居候よし、松前も落城と申事ニ候へとも、左二者無之、開陽丸より使節を以引渡を受候由、右門太も于今同所ニ罷在候故歟、此程騎兵頭成候趣之話紛々

一君上昨六日夕神奈川宿御泊相成、自分事夜五ツ時頃奉伺御機嫌候

処、御目付小林殿御謁ニ而有之、其節酒井对州、加藤筑州拜面、大ニ御世話相成申候、小野弥七郎ニも面会、是又世話ニ相成申候、弥七郎ハ人物益々能見受申候、今七日朝神奈川宿御発、同日中東京田安御殿御着之趣ニ候

一宮田文吉儀、李国船ニ乗組、箱館表去ル晦日出帆、当港江四日夕着相成、其夜自分方へ止宿、無事之事ニ候、昨六日朝出立帰府相成申候（後略）

民部大輔こと徳川昭武がフランス留学から帰国したこと、山高信離（石見守）から聞いた昭武の聡明ぶり、榎本武揚率いる開陽丸以下の脱走軍が箱館を占領したこと、横浜語学所の出身者中山讓治（右門太）が騎兵頭になったという噂、東京に向かった君上（徳川家達）に神奈川宿で拜謁したこと、奥話として家達の側近く仕えた横浜語学所出身の小野弥一（弥七郎）に面会したこと、親戚である宮田正之（文吉）が箱館から帰ったことなどが記されている。伊藤岩一郎・隼輔父子が横浜在住旧幕臣の人脈の中にあつたことがよくわかる。また、臣下の立場を離れた身でありながら岩一郎の徳川家に対する並々ならぬ思い入れがうかがわれる。

続いて一月二七日付書簡³⁵も記名はない。「箱館一条 御家江征討被仰出、一翁殿安房殿御出府相成候ハ相違も無之、御請も被遊候由ニ候得とも外ニ御嘆願筋も有之候より此儀たしかの事ニ者無之候」とあり、同月政府から駿河府中藩（静岡藩）に対し箱館の榎本軍征伐の命が下つたことを心配し、大久保一翁・勝海舟らが出兵回避運動をしていることについて言及している。尚尚書には「宮田文吉儀、願之通御役御免ニ成、来月七日東京出立登駿之積之趣」とあり、親戚宮田正之は、一度朝臣になつていたので辞し、駿河に移住することになつたらしい。

次はやはり無記名の一月二六日付書簡³⁶。端裏には「火中もの」とあり、例の身分確定の画策に関する内容である。

(前略)改姓之事ハ無論差支無之候間、御地ニ而宜御都合ニ相成、御地ニ勤統さへ相適候へハ十分之事ニ候(中略)父兄朝臣相勤候者もの之倅厄介等御家ニ相勤居候ものいくらもまた有之、夫を今般御改ニ相成歳応も歎願いたし其身ニも不正之事無之上ニも御用ひ無之候而者実以いたし方無之、扱其一段と相成候而者兼而素意を立御領地内ニ而産業を営、生活を立る之外無之、時あらハ又御用ひ相成間敷も難望候間、脇眼も不振断然と意ハ据置、翌日御免相成候迄も精勤罷在候様いたし度存候(中略)一身浮沈ニ拘る場合を以陸頭又者其以下之方々江能々御迫り申上候へハケ様々々の論もあり斯すれハ可也、道も附可申と歎、随分おさへ候談しニも必渉るものニ候へとも左様之申越も無之故、思慮分別之付方ニも当惑いたし、唯一筋ニ陸軍局計之論計ニも無之、御勘定所向等文官之向ニも其許同様之身分之ものも有之、夫ハとふいふ始末ニ成、是ハケ様之事ニ而御免相成、又者勤統ニ相成候たと歎無之候而者勤弁之次第も無之、当惑いたし申候、一沼津二者御人も駿府より少くニ而可有之、且又親類縁者も無之段ハ御頭向ニも御承知之事と存候ニ付、頭衆内々之差含を以府中迄罷越候様二者相成間敷哉、其儀相適候ハ、北角佐藤又者伊佐依田などへ罷出、扱斯々実以思慮ニも余候段申陳候へハ御実談被下事と存候(後略)

家臣の列を離れ領内で産業に従事することを第三案としている。また、「自分之身分者いまた 朝臣と申二者無之、其訳者奉願鎮將府ニ被 召出候ものハ則王臣ニ而先前 御家ニ而頂戴來候高を被下相成候事ニ候、自分ことき不奉願有職之ま、御仕方相成候ものハ御家之人ニも無之 朝臣ニも無之趣ニ付、夫等之事も相心得、御歎き之一端ニ可被致、在職御免相成候上二者王臣之小普請二者無之、全浮浪之人ニ相成候事ニ有之」と、岩一郎自身の身分も不安定なものであったことを述べている。手紙の末尾では、朝臣の弟で新番組に雇用された三名の実名を挙げ、参考例として伝えている。

悩みつづけた準輔の身分問題であるが、一二月中には解決を見たようである。年欠ではあるが二年(一八六九)正月八日付と推定される無記名書簡に、「其許身分相定、寔以難有御事ニ候間、此上精勤相励、聊たりとも不正之儀無之様可被致候」とあるからである。ただし、具体的にどのような決着のし方だったのかは明記されていない。一月から二月にかけては沼津兵学校で教授陣の任命が行われた時期であり、たぶん準輔は調馬方を拝命し、藩士としての正式な身分が確定したのであろう。次は三月三日付、やはり無記名、年欠であるが、二年であろう。

(前略)竹垣和州之子息、名前不存、此方昨夜高木へ止宿、今朝独歩ニ而出立、沼津行之由ニ付御頼申候事ニ御座候、御独歩とハ感服之事也(中略)露木貫三郎事神奈川属訳官江今日仕出被申渡相成申候、月給之所いまた相知不申候(中略)英学大分能出来申候、漢学も相応、手跡も能まとまり申候、二十一才二者都而能出来申候(後略)

引用部分は、頼もしく優秀な若者を見たことを報じるものであり、同年輩の息子に対し刺激を与えようとしたらしい。「昨日途中ニ而小野某、元栗本之侍也、面会、軍務官ニ相勤居由、宜と申伝言ニ候」とあるのは、栗本鋤雲の家臣から幕臣となった小野義三郎(函館大経)のことであり、

沼津兵学校を離れ、政府軍務官に出仕したことを元同僚である隼輔に伝えてほしいということであろう。

明治二年の三通目は、年欠であるが「隼輔殿平安 父々」と記された四月一四日付書簡である。「大君」すなわち徳川家達が六日に東京赤坂の館に到着したこと、途中程ヶ谷宿で酒井権兵衛（御小姓）に会ったことなどを報じる。家達に従った奥向や目付などの役人にも、「大分断髪の方」が見受けられたことを指摘し、「其許も今之体二而可然候、権兵衛殿之様二髪のあまり立ぬよふいたし度」などと、息子のヘアスタイルに対しても注文を付ける。また、「鳥居八十五郎殿一昨日被参拝面（中略）開成所三等官之教授二被 召候趣候処、御断被申上、御養父者田安殿御附二被成候由、八十五郎殿も横濱ものともいまた御治定なき体、頗才子も世之変に依も御氣之毒千万被存候」と、息子に横浜語学所での同窓、酒井清（鳥居八十五郎）の近況を伝えている。

差出人はないが、「隼輔殿」宛、七月五日付のもの（⁴⁰）が次である。「知藩知事被為蒙 仰、恐悦之御事」とあるのは、二年六月一七日徳川家達が静岡藩知事に任ぜられたことを指す。「小野儀三郎へ頼越候由之書状者唯今以相届不申候、同人養父横濱二者居不申敷」云々とあり、函館大経がまた登場する。「勤番之衆向々近々生計手詰二相成、困苦と及承候、就而も其許など何之功労もなく勤仕罷在難有事二候、厚心懸文学武芸とも出精可被致、追々年とり候而者出来不申候、唯今肝要之事二候」と、生活に困窮する無役の勤番組に対し、恵まれた立場であることをありがたく思い、学問・武芸に精励するよう訓示する。「芳村錠太郎が書状落手、返書ハ今便不差出候間、宜御申通可有之候、住居向繕図差越有之候心切之段厚謝入置可被申候、立派なる住居と存候」とあるのは、後の軍事俗務介で兵学校の管理部門の担当者であった芳村重堯（錠太郎）が、隼輔の住居の図面を送ってくれたことに対する感謝であろう。

次は九月二日付、無署名書簡である。「此程御扶持増之御書付出候よ

し承知、難有御事と存候、其許ハ右之中二入候哉如何、若入候ハ、無勿体不心得之様いたし度存候」とあるのは、二年八月に実施された静岡藩士の扶持米増加措置を言っている。この書簡では、「おのふ」という女性が初めて登場し、一六日に横浜出立、一九日沼津着という予定を伝えているが、後でわかるように「おのふ」とは隼輔の妻である。すでに結婚していたものと思われるが、身分問題が落ち着き、隼輔はこの時期になり漸く妻を沼津に迎えることになったのである。

次は父からのものではなく、星野金兵衛という人物の、九月二三日付書簡である。「昨春瓦解以来四方へ散敷」云々とあることから明治二年書簡とわかる。そして何よりも注目すべきは、宛名が「伊藤隼一様」となっている点である。隼輔（隼助・隼之助）という名前は、「輔」という百官名に由来する文字が入っていることから、明治二年七月の政府布達にもとづき、たぶん同月下旬、「隼一」と改名したのであろう。さて、星野という人物は、「田安藩と罷成」とあるので、静岡藩士ではないが、旧知の間柄であり、習字本の揮毫を依頼したらしい。「尊所様二者当時学校御世話之御役二候哉、定而御上達御立派成事と奉存候」と、隼一の立場についても言及している。

次の書簡は、上部の破損がひどく、日付も二五日としかわからない。短い手紙であり、紹介するほどの内容もない。しかし、「伊藤隼一殿静安 伊藤岩一郎」と明記されているので、二年七月以降のものであることは間違いない。岩一郎という父親の名前が現れる最初？の書簡である。ここで岩一郎の前歴について触れておこう。

伊藤岩一郎（富礼）は、安政五年（一八五八）時点では下田奉行支配調役並であり、後に神奈川奉行所に転じたらしい。万延元年（一八六〇）一二月時点では神奈川奉行支配調役であり、後に組頭に進んだ。勤務地の地の利・人脈を活かし、息子を横浜語学所に入れたのであろう。

維新後は新政府に仕え、神奈川奉行所から引続き神奈川府・神奈川県に

勤務し、弁務補(元年十一月二三日)・弁務(二年正月八日)・少参事(二月一四日)・権典事(五年八月一四日)と歴任し、明治六年(一八七三)六月一〇日には紙幣寮九等出仕に転じている。⁽⁴⁵⁾ 明治三年正月・五月・九月には「少参事 横浜弁務 伊藤岩一郎」との肩書きで、同僚の高木久成(茂久左衛門)とともに久能山東照宮に御膳料を献納している事実もあり、旧主徳川家に対する敬慕の念は厚かったようだ。

明治三年(一八七〇)の最初の書簡は、三月五日付のものである。⁽⁴⁶⁾ 年欠ではあるが、「準一殿無異 岩一郎」と記されている。「おの不快如何歟、大事之事養生方專一ニ可被致候」と、嫁の健康に気遣いを見せる一方、「手習不精と見受申候、誤字無之様認方可被致候」と、準一に対する訓戒も忘れない。なお、三年三月末に発行された「静岡御役人附」には、沼津兵学校の「生徒」(資業生とは違う)として一五名の名前が掲載され、その中に「伊藤準一」という人物がいるが、同じ名簿の調馬方の箇所には「伊藤準一」の名があるので、別人であろう。

次は「準一殿平安 父々」とある四月一二日付の書簡。⁽⁴⁷⁾ おのぶの病気に関し、「半年計も此地江相越、西洋人治療を受候方歟」などと、横浜での治療の検討を助言する。また、「仏人ヒラン」から、昇進したことを準一へ吹聴してくれるよう頼まれ、官名を書いたメモを渡されたという。「ヒラン風聴之廉、古弟子之訳なる故如斯、情寔感佩なるものと存候、況乎御国人ニおめて師弟之間者親ミ厚カラ子ハならぬものと存候」とあるのは、外国人の師弟間の親密さに感動し、日本人もこうあらねばならないと言っているのである。「ヒラン」とは、フランス軍事顧問団の一員ピュランのことであろう。準一にとつては横浜語学所での恩師だったらしい。また、この書簡では、自分が若い頃嘘をついたことで失敗した例を出し、「其許も折節ウソらしき事とおほしき事相見候間、此後堅相止、何カラ何迄ありのま、なるを貴くと知るへし」と、誠めている。

次の四月二五日付書簡には、「準一殿江無事」とあるが差出人名はない。鶴沢直太郎(光先、馬乗下役並から沼津兵学校俗務生徒となる)が東京から来て一泊していったこと、藤枝在住三等勤番組島田京三郎に書状を託したことなどが記され、静岡藩内と東京・横浜の間で人の往来が頻繁にあったことがうかがえる。

3 静岡学問所教授

五月二七日付書簡は前欠で、差出人・宛名もないが、この間、準一の身の上に大きな変化があったことがうかがえる。「農家寺院などの内御見立旅宿被成候方可然、北角君へ能御相談可有之」という一文から、準一が転住したこと、すなわち別の書簡から判明することを先取りして言えば、沼津から静岡へ移ったらしいことがわかる。静岡での新たな住居の選定について言っているのである。「長田君へも其中御礼状可差出候得とも今使者不差上、宜御礼申伝可有之候」とは、準一の移転に関し、横浜語学所の同窓長田鈺太郎(静岡学問所二等教授・フランス語担当)が何らかの協力をしたことを意味すると考えられる。実は、準一は沼津兵学校から静岡学問所へ転動したようなのである。以前から親類が住む静岡への転住を希望していた形跡があるので、転動希望がかなったのかもしれない。日下寿(横浜語学所出身・静岡学問所五等教授)が岩一郎に土産を持参したともあり、これも転動に関連する動きであろうか。

次の八月一六日付書簡も無記名。「其許儀 君辺江罷出候儀、深々難有事」、「御馬 御相手中上候事」云々という文面から、準一が藩主徳川家達の馬の稽古を担当することになったらしいことがわかる。浅草観音の神馬堂や、馬術が上達するとして信仰を集めた横浜在鶴見村の寺尾稲荷(馬場稲荷社)などへ献金を依頼したことが記されているが、それも職務の無事遂行を祈願してであろう。「江連様小学校頭取被命候由、大二御歎申候、少年之頃々好學、昌平おゐて勤學せられ候御人ニ有之、

呉々御悦申上候、山本眠雲書跡教授被命由、是も大ニよろし、古シエハ青木半藏之門人、侍明院流能被書、其後男谷忍齋門人ニ相成、夫故忍齋風も折々相見申候、学問も昌平ニ而甲科ニ成、宝藏院流之槍を能遣ひ立派成免許以上之人、文武とも能あるめつらしき人ニ有之候」と、静岡小学校頭取江連堯則、教授山本眠雲といった人物の紹介がなされており、新たな赴任地で役立つような人物情報を息子に与えている。ちなみに江連が頭取に任命されたのは三年七月八日である。⁵²「独乙仏之戦争ハ独乙之方勝し由」などと記し、新聞を通じて知った国際情報を伝えたり、準一から注文された極上の石筆を買い整え、送ったりしているのも、横浜在住者らしい役割である。

八月二十七日付には「準一殿平安」とのみ記す。「孝仏之新聞少々之入耳ニ候へとも宮田迄申遣候間、同人ハ御聞取可有之候」とあり、準一は普仏戦争の成り行きにかなり関心を抱いていたらしい。

次の九月二十六日付には「準一殿無異 父ハ」とある。「島田徳太郎と申御人、三浦亡榮五郎甥之由、今般尋被参申候」「其許と同寮之趣、別而なつかしく覚申候」と、来訪した静岡学問所の同僚島田豊（徳太郎・主善、五等教授・英語担当）との面会のようなすを伝える。先に注文されていた石筆一二本を送るので、北角久次郎、同賢八郎、佐藤巳之助、準一で分けるよう指示している。北角・佐藤とも親類である。「長田圭太郎」（銈太郎）にも何か届け物を頼んでいる。「大久保元紀州死去之趣御申越承知、落涙いたし申候」とあるが、岩一郎の元上司、神奈川奉行をつとめた大久保忠宣（紀伊守）は彰義隊に加わり、すでに戦死しているのだ、明治三年八月一七日没の大久保權軒（忠恕・豊後守・主膳正、静岡藩少参事）のことを勘違いしたものと思われる。

次の一〇月一五日付書簡は綴にされた長いものである。静岡へ引移した後職務多忙ニ申越候事屢々なれと貴地より被参候人も多承るに拾人之内三人ハ申越のことく多忙といふ、七人者多忙ニ者

相違無之候へとも職務之外我一身之ため習学之いとまハありと聞し（中略）師を撰み芸をみかくハ人事上ニ不可欠之品ニ有之、経史を讀、武芸ハ何歟なけれハ終ニ物之決断わるきものニ有之、必可嗜事ニ当今之世体ニ而者物ノ入費も不懸身体を治め守るにハ柔術居合之内一芸極めおき可申候（中略）駿地引移以來御奉公も勤続、寔難有事ニ而第二等之士族中ニ立交り居候ハ何之徳たる哉、能々考ひ可被見事ニ候（中略）遠国四方ニ親子兄弟散居之頃、西洋人わか姿を月々などに写真にして送る情の厚ものニ有之、去ル頃久須美佐渡守、大坂町奉行、惣領権兵衛、御目付、次男豊田藤之進、飛騨郡代、銘々別居、月六疊之書状ニ双方日記の取替せ、晴雨者勿論勤惰人の出入、書をよみ歌を詠し候事迄もつくせる日記を遣り取と申事聞ケり、情ある中ニ家事取締向万端まとまり候事とおもはれ申候、親兄弟之処、斯なるも美なる事也（中略）御前御稽古ニ罷出候儀、無勿体ほどの難有き事（中略）一説ニ御稽古ニ罷出候事をほり気存居候故ニ学校中ニにくみを受居候歟ニ承知、実ニ先ハ驚人、且いかにもあさましく、地と存候、左様のこゝろて御稽古申上候様ニ而万々恐入候事ニ付、勤弁いたし 御免相願可申候様ニ存候（中略）学校中之人々ニも能思はれ不申候而者一己之上も立かね可申候、神かけ仏に誓ひても早々相改可申一事ニ候（後略）

記名はないが、例によって岩一郎が準一へ訓戒を与えたものである。多忙を理由に勉強をサボっていること、父への書信を怠ること、藩主の相手をつとめていることを自慢し、学校内で憎まれているという噂があることなどを、厳しくたしなめている。遠く離れて生活する家族にとって、連絡を取り合うことの大切さを、西洋人や久須美佐渡守一家の例を引き合いに出し、説明する。文武両道を奨励するとともに、漢学の重要性も説いており、「西の海その国ふりに唐にしきかさね着せハヤ色のはゆらん」という和歌も書き添えた。年若くしてフランス語を注入

された隼一は、漢学の素養には欠けていたのだろう。

書簡ではないが、次のような書付がある。⁵⁶

学校懸江

五等教授

伊東隼一

右、兵部省より御用召二付、相達儀有之候間、明廿一日四時藩庁江可被差出候

十月廿日

これにより、隼一が静岡学問所五等教授になったことが判明する。その彼に、明治三年一〇月、政府兵部省から出仕命令が下ったらしいのである。この徵命には応じなかつたらしい。

次の書簡は無記名。閏月とあるので、閏一〇月三日付である。⁵⁷

(前略) 勤向之儀も五等教授本文、御馬御相手者加役也、加役之方ハ冥加と心得可罷在、本職之方怠りありてハ不相成、冥加御奉公之方之冥加として本職之方、人並より割増ニ出精いたし不申候而ハ不相成、御馬御相手ニ罷出候故ニ別而自分御心配いたし申候、こゝろにかけ祈も誓もして不調法無之様いたし、本職者十式分も余計ニ勉強いたし候様可被致候、人並ニ朝起き人並ニ夜寝いたし候而者人並ニも不至、人並をはつれ昼夜勤行無之候而者追々歳もかさね候間、式十五歳迄が物の成就、今や殆其歳齡ニもちかし、おくれましくと一途ニ痛心勉強可有之(後略)

いつもの叱咤激励である。しかし、この手紙の一番の眼目は、先に送った石筆の件である。隼一は、父の指示通りに配分せず、勝手な判断で送り先を別の親戚に変更し渡してしまったらしい。岩一郎はそれを知り激しく怒ったのである。なお、「北角ハ我縁者、其許か騎兵所勤中も同家ヘハ参居続居、今ハ其許ニ者宮田縁者、此かたハおのふ之里なり」云々という一節から、北角家は岩一郎の妻の実家、宮田家は隼一の妻お

のぶの実家だつたらしいことがわかる。

「伊藤隼一殿平安 伊藤岩一郎」と珍しくフルネームが記されているのは、一月二日付書簡である。⁵⁸「長田君より御申越候成島君同居之儀」を断りたいという内容である。長田銈太郎から、成島謙吉(静岡学問所五等教授・横浜語学所出身)を横浜の岩一郎宅に同居させてほしいとの依頼があつたらしい。成島は長田の実弟、柳北の養子であり、横浜遊学を希望したのであろう。病気の「祖父上様」をかかえており、永井・能勢といった他の親戚からの同居希望も断っている手前、気の毒ながら長田の依頼も断りたいと言っている。祖父上様とは、四年二月一日に亡くなる岩一郎の父富藏(伊藤家六代)のことであろう。

「隼一殿 岩一郎」と記された、一月一九日付書簡も、「成島倅事同居之儀」を長田に断つたという内容である。成島柳北の添状を、鈴木方に寓居している平山成一郎(成信)が持参したとある。平山は静岡学問所生徒であり、当時横浜へ遊学していたのかもしれない。「馬具師松五郎、今十九日一色撰州御供之内江加入相願、当地差立申候、着之上者其許旅宿江止宿之儀頼入申候」とあるのは、八月一六日付書簡にも登場した東京本所二丁目の馬具師松五郎が隼一方を訪問するとの件である。幕府騎兵方以来つながりがあつたのかもしれない。松五郎は藤枝在の伊佐氏まで行く予定だとのこと。「唐業根株為遊遣申候、矢田堀江御遣し可被遣候、右之品ニ而可然哉君御好ニ応し不申候ハ、亦々御申越可被成候」とは、矢田堀鴻(権少参事・軍事掛)から依頼された西洋野菜を送つたとのことだろう。

「隼一殿平安 父々」、一月二日付書簡は、またまた厳格な岩一郎らしい息子宛の指示を含む。

(前略) 献本之史記文撰等、右献上筋之儀者其許江者一向為知不申積、其訳と申候而者御地ニ御奉公罷在其もの之親より献上もの等仕候ハ若輩之もの若心取違ひを生し問敷も難計(中略) 右献本無滞相

納自然学校御備ニ相成、折有而よしや見受候而も誰の上ケ候もの歟
知らぬ顔いたし少しも自分も献上ものなど、をくびニ出し候而も不
相成(後略)

つまり、静岡学問所に書籍を献上するつもりだが、自分の父親が献上
したなどと自慢気に口に出してはならないというのである。また、自分
が、横浜に立寄った「駿地」の人々に茶を出してもてなしたりするのも、
お前のためにするのではなく、あくまで「旧君江奉報心地」からしてい
るのであり、心得違いのないようにと釘を刺す。

4 伊藤半八郎

明治四年(一八七二)に入ると、史料上変化が生じる。宛名が記され
た書簡の場合、「隼一」ではなく、「半八郎」宛になるのである。最初は
別人かと思いい、兄弟の名前なのではないかと推測したが、文面やその他
の文書を検討すると、隼一が半八郎と改名したとしか考えられない。改
名したことをズバリ明記する書簡や文書はないが、以下に掲げる三通の
文書は、そのことを裏付ける根拠となる。

① 伊藤半八郎様

木平謙一郎
中 従蔵

御用之儀有之候間、明後十日五半時服紗袷麻上下着用、藩庁江可罷出
旨、黄村殿被相達候、此段御達申候

四月八日⁽⁶¹⁾

② 辛未六月二日御達

伊藤半八郎江
伊藤半八郎

兵部省より別紙之通被相達候間、大坂表江罷越候様可致候事⁽⁶²⁾

③ 賀状

過日其学校四等教授被 仰蒙、恐悦之儀ニ奉存候、此上猶又御出精
追々御昇進被為候様奉祈候、頓首

六月廿六日

半八郎様⁽⁶³⁾

鈴木

①の木平謙一郎(謙)・中従蔵は、学校組頭・同勤方であり、静岡学
問所の管理部門担当者、向山黄村は少参事・学校掛で、学問所の最高責
任者の一人である。②からは、四年六月、前年一〇月にもあった兵部省
からの徵命が再度下り、大阪への出頭を命じられたことがわかる。③は、
四等教授への昇進を祝うものである。隼一は三年段階では五等教授だっ
たので、翌年四等教授に昇進したとすれば、辻褄が合うのである。隼一
と半八郎が同一人物であることは間違いないと思われる。以下の書簡の
内容からも、そのことは確認できる。

まずは、三月二十九日付で、「伊藤半八郎殿 内用御火中 伊藤母」
と記名がある書簡⁽⁶⁴⁾である。当然岩一郎の筆跡とは違う。「おのふ」「かい
にん中」「養生第一」云々とあるのは、懐妊中のおのぶに対し夫として
も気をつけるようにアドバイスしているもので、半八郎=隼一であるこ
とが裏付けられる。「父上様」は病気を理由に「帰農」を願ひ出ようと
したが、それでは天朝に対し恐れ多いので、辞職願に変更し一昨日提出
したという件も報じている。岩一郎は、「其内よき人物見立、天朝御や
くニ相立御成養子見立、跡式遣し」たいという考えだったらしく、静岡
藩士である半八郎(隼一)とは別に、養子を迎え朝臣としての自家を存
続させることを検討していた。その場合、半八郎の「心底」も考慮しな
いわけにはいかないので、父の心中を委細伝えてある「伊佐」からもよ
く話を聞き、「北角佐藤宮文吉母上」といった親類とも十分相談し、そ
の是非について必ず返答するようと言う。「辞職願済の上ハ来月中ニ
ハ当御役宅引払、一時かな川在太田辺りの内御かりずまひニ致」すつ
もりであるとも記す。

次は、「岩一郎 半八郎殿」とある、六月六日付書簡。「おのふ事文
ふ之由(中略)妊身中者実大事之儀、そこ許おるても動静とも能々御心

附可有之候「能いとひ遣し可被申、無益之疝癩など為起候仕向ハ不
事二候」とあるのは、妊娠中のおのぶに対する注意を促がしたも
婦には「大学」「六論衍義」といった書物を少しづつでも読ませること
も大切であると言う。「新聞雜誌第壹第式号差遣申候」とは、四年五月
創刊の『新聞雜誌』のことである。「当節者林有的の治療受居候得とも
少しも功験も無之」とあるのは、岩一郎が早矢仕有的に病氣を看ても
らっていたことを示す。早矢仕は丸善の創業者として知られる書店経営
者で、蘭方医伊東玄朴の門人でもあった。

妊婦おのぶへの諸注意は続く。六月二五日付の「半八郎殿江」とある
書簡⁶⁶である。太田錦城著「梧窓漫筆」は、岩一郎が熟読を推奨する「名
本」だった。錦城は浜町に住したが、岩一郎も同町に住んでいたことが
あるので、錦城先生とは面識はなかったが、その息子たちは知人だった。
しかし、錦城の息子が親に似ず「無頼」だったという話を伝え聞いたお
のぶは、「梧窓漫筆」を信じることはできないと「お悦」（岩一郎の妻、
半八郎の母の名であることがわかる）に申し出たという。それに對し岩
一郎は、子どもが無頼であることと、先生の著作の価値とは無関係であ
ると指摘し、改めて同書を薦めた。

次に、差出人・宛名とも記されていない六月二六日付の書簡⁶⁷であるが、
筆跡からも内容からも岩一郎のものではないことがわかる。「大坂江御
召之処、御断相成候由、毎々之事御困却之儀奉察候」とあることから、
半八郎は、先に紹介した兵部省からの徵命、大阪出頭命令を断ったこと
がわかる。「過日横浜の御封物私方迄相届候間、樋口考八郎へ付託いた
しさし上申候」と、沼津駐在の静岡藩軍事務方樋口考八郎の名前が出
てくることから、この手紙の差出人は沼津在住の誰かかもしれない。

次は、七月一〇日付書簡⁶⁸、記名はないが岩一郎が半八郎にあてたもの
であろう。「久次郎様」が横浜での「仏蘭西学」伝習を希望しているが、
とりあえず岩一郎宅に同居させた上、良いフランス人教師が見つかるま

での間、隣家鈴木方で学んでいる平山（成信）に師事させてはどうかと
いう趣旨の手紙である。久次郎とは、伊藤家の親類であり、三年九月二
六日付書簡に「北角久次郎」として名前が出てきた少年である。「仏人
之在留も英人と違ふ少く、とちら二いたし候而も仏学者者少なし、今教を
受候ニハ仏学之方宜趣ニ候ニ付、隣家鈴木二者御地より平山竹村二人之
子息罷在、シラールと申方へ日々罷越、尤此シラール二者平山之親御よ
り之因有之候もの事ニ而別段なり」と、英学よりも仏学のほうが希少価
値があること、静岡藩士平山・竹村の二名が横浜在留のフランス人宣教
師ジラルルに師事していることも伝えている。竹村とは、平山成信の実
兄竹村本五郎（静岡学問所教授世話心得・仏語担当）であろう。久次郎
の師としては、ジラルルの同僚で東京の居留地にいるアンフルという人
物が候補に挙げたが、ポツになったようだ。尚尚書には、「おのおふ産
も近寄万端御心配」云々とあり、妊婦への注意も忘れていない。

次は七月一二日付、「半八郎殿平安 岩一郎」とある書簡⁶⁹。「おのふ
事十日朝第六字出産、男子出生之趣、殊格別之安産ニ而兩人とも丈夫之
旨も申越、委細致承知大安心いたし、歎無極事ニ候」と、おのぶが無事
出産したことを知り、喜ぶ内容である。祝いとして「首尾金魚一折」と
ともに、出産や産着の費用として金五両を送るとあり、初孫の誕生を心
から喜んでいようすがうかがえる。「名附」についても頼まれたらしく、
近々命名状の本紙を送るとのこと。その一方で、あまり子どもを可
愛がりすぎるのはよくないので、老人や賢者の意見を参考に子育てに取
り組むようにと、相変わらず口うるさい。

八月二〇日付は廃藩後ということになるが、「半八郎殿平安」とのみ
宛名だけ記されている。「おのお事も常之通ニ肥立」云々と、嫁の体調
について述べるとともに、「其許不加減之由、大事ニ可被成候（中略）」
柏原申談、養生方御工風可有之候」と、半八郎の健康についても言及す
る。柏原とは、静岡病院医師柏原学而のことであろう。「村越三造参上、

其節酒出し候由大ニ宜、彼も被悦候事と存候、同人随分奇人にて面白人也、剣法ニ妙を得候ため、同人丈之忠義ハ尽し候事と存候、感伏なる事ニ候、一術之妙ハ万術ニ通するとハ御同人などをさしていふなる歎」とは、神奈川奉行所で岩一郎といっしよだったことがある村越三造（相良勤番組所屬）を評したもの。「伊佐へも閑ニ相成候事ハ三造帰国之節書状ニ申遣候」とあるのは、自分が神奈川県官吏を辞職したことを伊佐新次郎にも報告したということであろう。

次は、いつもより小さな文字で記されている、八月二十四日付、「岩一郎」より「半八郎殿」宛書簡⁽⁷⁾である。一六日に横浜を立、東京の芳村方へ転居したという知らせである。岩一郎は、「東京府貫属士族」の肩書となり、本禄として現米八石八斗を給されるところ。「宮精事英学世話心得御拜命之由重疊」とあるのは誰のことであろうか。「学校御用兼而御詔之洋書之儀、最早入津可致と存候、左候ハ、木平中両氏江菊名より御廻し申」云々の文面からは、岩一郎が静岡学問所用の洋書購入を依頼されていたことがわかる。「従三位様御出京相成而者張合無之精勤之詮も無之面白からぬ世の中と存候ハ御書取之御趣意ヲ体認不致儀ニ而天の悪む所也、是を辛抱いたし御国ニ御雇被為 在候ことく精勤可致」とあるのは、廃藩により同月二八日徳川家達が静岡を離れることになったことを言っている。先行不透明な中でも腐ることなく精勤せよとの、いつもの忠告である。「議論などハ耳やかましき計にて真の用ニハ足らぬものと心得而可也」というのも、岩一郎らしい一言である。

一月一日付書簡⁽⁷⁾には、「半八郎殿平安 岩一郎」との記名がある。注目すべきは、「米人クラルク御雇相成就而三島迄出張被命、少々不加減之由二者候へとも出張いたし候趣重疊（中略）右米人博学者之由、何寄之御事ニ候」という記述である。静岡学問所が、アメリカ人E・W・クラークをお雇い外国人として招聘した際、半八郎は三島まで出迎えに行く任務を仰せ付かったのである。このことは、当時学問所の管理責任

者になっていた矢田堀鴻の日記からも裏付けられる。⁽⁷³⁾ 他はこの書簡では、半八郎の体調が良くないのことに對し「柏原へ成能御相談」するよう勧めるとともに、おのぶについても「産後一周を経不申内ハ随分と御心用ひ可被成」と、健康に留意するよう助言している。自分も毎日「牛乳壺合宛」を「療用」にしているとのこと。横浜病院の早矢仕有的が薬剤の調合を誤り爆発事故を起こしたこと、「横浜役所に変革之廉」があり旧知の山口豊藏・池田庄三・館野金太郎らが免職になったことなどを記した後、「今朝ハ戸山御邸江御機嫌奉伺候処、酒井録四郎殿御調有之、其俣退散之心得之処、御同人之御取計にて不計 御目見申上、御機嫌能被為 在御座候」云々と、はからずも戸山邸の徳川家達に拜謁したことを知らせる。

明治四年最後と思われる一月四日付書簡⁽⁷⁴⁾は、「半八郎殿 岩一郎」と記名があり、伊佐の書状の到着を伝えるもの。「天璋院様御広敷」に紛れ込んでしまったため書状の到着が遅れた云々という内容である。

5 廃藩後の伊藤隼

明治五年（一八七二）以降は、親子間の書簡が少なくなり、伊藤家の動向はつかみにくくなる。「中等通弁 伊藤半八郎」という、四月二九日付の陸軍省の任命記録があるので、⁽⁷⁵⁾ どうやら上京し、再三辞退していた陸軍に出仕しようだ。また、翌明治六年三月七日付の「依願免職務中等通弁伊藤隼」という記録⁽⁷⁶⁾もあり、陸軍省在職中に改名したこともわかる。その後、半八郎改め隼はフランスに留学したらしい。明治六年（一八七三）一〇月一七日付で、伊藤家の親類と思われる佐藤為信が静岡県出張所宛に差し出した届書⁽⁷⁷⁾には、「隼儀、当時仏国江学術修業罷越、留守中」であると記されている。「伊藤富礼遠国御用中ニ付留守預り佐藤為信」とあることから、半八郎が「隼」と改名した以外に、岩一郎が

「富礼」と改めていたこともわかる。この届は、川口魯なる人物が伊藤隼に貸した「西洋書籍」について、文部省から問い合わせが来ているため早く戻してほしいとのことであるが、本人が不在のため事情がわからないとの返答である。この書付には、その届書の文面のほか、書籍が手元にあるのならば返却するよう、あるいは覚えがないのならばその旨を伝えるよう、または東京の自宅に置いてあるのならば書名を知らせるようにとの、富礼（岩一郎）筆と思われる明治七年一月五日付依頼文が追記されており、隼に宛てたものであることがわかる。右上に別の筆跡で「二月廿四日到来」と記されているのは、フランスの隼の手元に届いた日付と推測される。

隼のフランス留学については、海外渡航者に関する各種人名事典類にも彼の名はなく、確認すべき材料がない。果たして私費留学だったのか、あるいはどこかの官庁に属し公費で渡航したのか、目的は何だったのか。たった一通、「五月十七日波濤上ニ認ム」と記された無記名の書簡⁽⁷⁸⁾がある。「六日横浜出帆、最早今日ニ至る迄千里余航海」「静岡迄御届被下候様奉願候」云々とあり、外国へ渡航する途中、船中から出した手紙だったことがわかるが、記述中に他の手掛かりはなく、筆跡からも隼のものと断定することはできない。もし、これが隼の書簡であるとすれば、明治六年五月にフランスへ旅立ったということになる。

次の史料は、八年二月一日付の年月日が明記された書簡である⁽⁷⁹⁾。差出人は「富礼」、宛名は「隼殿」である。たぶん、日本からフランスに出したものであるろう。「陸軍省辞職いたし□行いたし候節之願書面ニ国家之ためニハ云々と書載有之、此願意忘却いたすましく候、是を忘却してハ折角洋行いたし候詮ハ無之と知るへし」という文面から、隼のフランス留学は陸軍省を辞職して断行されたことがわかる。

「三位様へ之呈書二月一日差上候、小野弥一江之書状者朱書人之上、則致返音候」「長田銚太郎帰 朝後直ニ外務省七等出仕拜命、去冬六等

出仕拜命、中島才吉同省出仕ニ候処、当年之新聞紙二月十二日外務三等書記官拜命と有之候」といった記述からは、小野・長田・中島ら横浜語学所出身者の動向を知らせていたことがわかる。文明開化が進む東京のようすも知らせている。「東京中者勿論、各県其大小之学校設立、少年有志之もの学行上達開化進歩ハ申迄も無之、無変不変之ものハト迎も世ニハ容られぬほと二存候、裏小店之児輩さへ 御国恩之難有サニ五大洲とハ何々と答申事ニ候、余者押而しるへし、根岸之地ハ如何にや、左程ニ開け不申、尤土地者至而安靜ニ候、公文新聞ハ朝野新聞と改称相成」云々というのがその部分。富礼の住まいが東京根岸であったこともわかる。「おもと成長至而強健」、「北角久次郎、黒部健八郎儀も電信寮之御雇ニ成」云々と、身内の近況も報じている。おもとは、隼の娘であるろう。

隼の帰国は八年（一八七五）かと思われる。司法省に奉職し、長崎に赴任することになったらしく、差出人「富礼」、宛名「隼との」、一二月二四日付書簡⁽⁸⁰⁾は、その年のものであろう。「無恙崎陽着、船中も至而穩との由、止宿等も佐藤知己へ取極引移り」云々とあり、任地が長崎とわかる。隼は東京に写真を送ったらしく、「おもとハ是がおとふさんと指差申候」と、幼い娘が父親の写真を指差したという日常の風景が記されている。父母や妻子を残しての単身赴任だったらしい。「今般本官拜命難有候事ニ候（中略）修業専行英仏語之取替せ修行も尤よし（中略）自他と彼我とを正敷別チ文勢を認不申候而者訴訟筋などにてハ大なる間違出来、恐しき事ニ候」、「おのれの行状と業前をハ寸陰を惜て盛年中ニ磨懸不申候而者文明之時節猶又更奮発之□□時ニ候」と、相変わらず御役への精勤と自己研鑽とを忠告する。

次の一二月三日付、「隼殿」宛、富礼書簡⁽⁸¹⁾は、前の書簡に引き続いてのものであろう。為替による送金方法や外国郵便の転送について注意した内容である。「黒田公朝鮮出帆も延ひ弥一月と成候由之風聞ニ有之

候」と時事に関する情報も含む。

次に無記名の一月二日付書簡である。「長田銈太郎儀者去臘中外務少丞拜命いたし候趣二候」とあるが、明治九年（一八七六）の書簡であると推定できる。「下総よりも年甫之祝状到来との由」云々とあり、下総の性理学教会とのつながりがすでにできていたことを窺わせる。

次の無記名、四月四日付書簡は明治九年のものであろうか。「源五郎之書状并答書共御差越（中略）下総より之来書」云々とあり、やはり性理学との関連かと思われる。源五郎とは、第三代教主となる石毛源五郎のことか。長い以下に引用する記述は、隼を司法省から陸軍省に転職させ、東京に戻そうという計画に関する部分である。保科正敬（俊太郎）も横浜語学所の人脈である。富礼は、隼の静岡藩以来の度重なる転職で、知人たちを煩わすことを心苦しく思っていたようだ。

（前略）去三十一日芳村重堯、桑原（陸軍省と申人より重堯江申聞ニハ貴様を今般十等ニ陸軍省へ転職いたし帰京候様重堯之電信を以申遣候様ニ原申聞、重堯ニも少シク論有之難決付而者親江相談之上と申置、自分へ相談ニ候、此儀者過日中長田銈太郎が面会いたし度申越候ニ付罷越致面会候処、同氏も深切ニ心懸呉帰京為致度念ニより其話ニ至り候訳と相聞、士官学校ニ而隼事を採用之儀専と申立、保科俊太郎其外之ものニ申立ニ而何様一等上り十等ニ採用之積ニ而司法省へ懸合相成、同省にてハ差支ルト申断ニ候、就而者先達而転職等之内約いたし候廉も有之候間、私ハ早々申遣転職之上帰京可致様いたし度との長田ハ相談ニ有之候、先頃転職等之御約違者其頃之都合ハ其頃之都合、今日之都合ニ者崎陽ニ罷在、本官ニも罷成、同所ニ而出仕ハ本官ニ相成候ハ隼などハ至而早き御採用ニ有之、然るに転職相願候とも聞濟之程も素ハ難望、且在駿之頃も転職、洋行之時も同様、右両度者夫々条理も相立候事ニ候へとも又々今度転職と申も御奉公年間無之ニ三度と申もいか、也、且今度転職を願候ニハ

条理も不相立、去年之御約定ニ者違ひ候へとも些御趣意柄も今日と相成候而ハ違ひ候二付、此上者勤統之俟陸軍省へ御取人相成候者何処かしこと撰嫌ひ候事ニ無之候間、御省同衆之上ニ御まかせ被下、生ハ転職之儀者申遣兼候段、長田江申陳へ申候段、重堯江申聞候

（後略）

なお、この書簡の最後の部分には、「此方之宿所ハ東京金杉村杉崎百十八番地」云々とあり、富礼の東京での住所がわかる。

次は五月二日付、無記名の書簡。占いによると、「帰京之思ひ立ハ甚あしく崎地ニ居附可申事ニ断然心を据るかよろしく」とのことを伝える。転職して帰京するよりも長崎で勤続するほうが良いというのである。娘おもとは祖父父母のもとで育てられていたらしく、お悦（富礼夫人）といっしょに「雷神門之写真家」で撮った写真を送ると記している。逆に隼のほうからも写真が送られてきたらしく、長崎での「局中惣写真」を見たとも記す。「伊佐岑満者遠州榛原郡谷口原中条之うしろ御宮地脇と申へ引移相成申候、則金谷原也、此事ハ紅葉山ニ被為在候 東照宮様御神像或時上野へ御立退相成、其後久能へ御相渡相成候処、今般三位様より金谷原之ものへ被下相成候二付、御宮御造営之由、右之御宮守ニ金谷原之もの過之勤ニ因而岑満如何なる天幸と謹而其意奉拝承、愈々去三十日藤枝発程相成候由二候」とは、知人伊佐岑満（新次郎）が遠州牧之原の東照宮勧請にあわせ同地へ移住したことを報じるもの。⁽⁸⁵⁾

そして、通常の辞令とは形が違うが、細長い紙に記された以下のような任命書が残る。長崎赴任中に出されたものであろう。⁽⁸⁶⁾

当分翻譯課誌 裁判所権中属伊藤隼

（裏面）明治九年八月十四日

しかし実はこの間、伊藤家には大きな変化があった。明治九年六月七日富礼が亡くなったのである。⁽⁸⁷⁾そして、父の死がきっかけだったのか、明治一〇年頃、隼は東京に戻り官を辞したらしい。⁽⁸⁸⁾以後、隼は性理学の

門人として足跡を残していくことになる。

④ 性理学と明治の旧幕臣

ここで、大原幽学没後の性理学教団と門人になった幕臣の存在について整理しておきたい。

幽学自身に深く関係した高松彦七郎一家のほか、幽学没後、文久期以降に、以下のような幕臣たちが性理学に入門した事実が知られる。入門の際の誓約書をそのまま掲げてみよう。

誓約之事

此度性学道友ニ連入被差許候に付而者乍恐 日光山 御神徳によつて大平無事之御恩沢に浴し候を専一二奉仰 国家之御為 御忠節之儀ニ者日夜心を尽し不顧身命相勤可申者勿論之事ニ而父母江之孝養 祖先之祭祀等造次顛沛ニも無忌、都昆弟朋友之交に至迄邪曲ニ不陥 様相互ニ励合可申、自然随意我悞之崩し有之節、道友中より教誡有之候ハ、早速相改如何様激厲之切諫たり共其心納受いたし少も我意申間敷、且平日之所業ニ付妻子にも申間かたき程之心に恥る事たりとも素々愚痴之穢心を洗ふ学問ニ候得者道友中江者此伏藏談合正路之意見ニ随ひ可申候、右之趣於大原幽学先生靈前為誓約畢 若違背いたすに於てハ乍恐可蒙 神明之御罰者也、仍神文如件
文久元辛酉年十一月六日

神谷麗三郎久保 (花押)

渡辺幸之助章 (花押)

神谷銈之助好隣 (花押)

仁瓶三之助慎則 (花押)

伊佐新次郎岑満 (花押)

近藤佐一郎友信 (花押)

鈴木彦五郎三哉 (花押)

慶応三丁卯年三月十五日

慶応四戊辰年二月四日

慶応四戊辰年五月七日

明治三庚午年十月十一日

明治四辛未年二月十七日

明治五壬申年正月廿八日

明治五壬申年十一月十九日

他の門人たちの神文(入門誓約書)が一人毎に通ずつ作成されているのに対し、数年にわたり一三名がまとめて一冊に記しているという点で特異なものである。

一三名中、神谷麗三郎久保は、高松彦三郎の朋輩の御小人目付であり、幽学裁判に際し担当奉行側の情報を高松に提供するといった協力を行った事実が知られる⁹⁰⁾。高松から神谷へというルートが、幕臣の間に性理学が広まっていった経路なのかもしれない。

また、この誓約書からは、伊藤富礼・隼父子とも親しい関係にあった伊佐岑満(新次郎)が幕末期すでに性理学に入門していたことがわかる。明治以降の旧幕臣の入門状況については、「大原幽学門人神文集」⁹¹⁾から知ることができる。表1はそれを一覧にしたものである。静岡藩時代は、明治元年一二月入門の神谷孝三郎、前述の明治三年入門の神谷謙之助のみであるが、廢藩後、とりわけ明治十年代には二〇名近くの旧幕臣が入門している。後年の、明治二八年(一八九五)五月一〇日に記された文書には、「徳川氏臣」として、渡辺・高松・神谷・山崎・仁瓶・鈴木・岡田・伊佐・近藤・永原・佐野・新見・山口・並河・河村・榛谷・柳川・鳥居・伊藤・宮田・佐藤・北角・入江・内山・伊庭・武田・井上・黒部・伊東・浅井の三〇家があげられている。三〇家の中には神文が残されていない姓もあり、正式な入門記録である神文が信者のすべてを網羅したものではないことを示している。

明治の旧幕臣性理学信徒というよりも、性理学教団全体を見舞った大

事件が、前述した明治六年四月の国事犯事件である。この弾圧は、性理学教団における旧幕臣の存在を誇大視した政府の誤解によるものだった。⁽⁹³⁾ 教団の明治六年（一八七三）の修行人記録には、並川信一郎（遠州上野原・四五歳）、鈴木彦一（同州同・二七歳）、神谷好一郎（遠州浜松・三九歳）、近藤佐十郎（駿州万野・三〇歳）の名が記され、⁽⁹⁴⁾ 静岡・浜松県内での旧幕臣信徒の活動ぶりがうかがえるが、幕府復興をたくらむといった政治的な動きをしていたことはありえない。

弾圧事件を記念し、六年六月二四日に下総長部村に建てられ、干潟町に現存する「一件勤之内司法省差留被置候者毎年一度突合姓名」という石碑には、司法省に拘

引された二〇名の氏名が刻まれている。筆頭は教主遠藤亮規、続いて小西正蔭以下信者たちの名前が続くが、「浜松県士族」として仁瓶慎則・鈴木彦一の二名が含まれる。二人は、同年五月、不審の筋により、駿河の平民信徒井上幾太郎・藤牧由太郎とともに東京に差し送られたのである。⁽⁹⁵⁾

近江で客死した遠藤の一周忌の記録⁽⁹⁶⁾には、伊佐（駿州前島村）、渡辺氏（遠州浜松）、彦一（上ノ原）、孝三郎（駿州草深）、同謙之助の名前が記され、弾圧事件後も旧幕臣信徒が教団を離れることがなかったことがわかる。仁瓶慎則などは近江石部宿に建てられた遠藤の墓守となるのである。

さて、伊藤隼は、こんな過程を経てきた性理学と出会うのである。「東京府士族伊藤隼」は、明治一三年（一八八〇）七月一日付で「大原先生」宛の神文を差し出している。⁽⁹⁷⁾ しかし、性理学への接近はそれ以前

表1 神文にみる旧幕臣の性理学入門者

入門年月日	氏名(住所・族籍ほか)
文久元年11月6日	神谷麗三郎久保
文久元年11月6日	渡辺幸之助章
文久元年11月6日	神谷銈之助好隣
文久元年11月6日	仁瓶三之助慎則
文久元年11月6日	伊佐新次郎岑満
慶応3年3月15日	近藤佐十郎友信
慶応3年3月15日	鈴木彦五郎三哉
慶応4年2月4日	永原弥之助正忠
慶応4年5月7日	服部倉右衛門申成
明治元年12月15日	神谷孝三郎(市ヶ谷佐渡原)
明治3年10月11日	佐野欽六郎包教
明治3年12月17日	神谷謙之助
明治4年2月17日	佐野次郎義端
明治4年12月15日	仁瓶徳太郎
明治5年正月28日	関一郎重麿
明治5年11月19日	並河信一郎賀度
明治11年8月3日	河村篤行(遠州上之原・静岡県士族)
明治12年1月17日	鳥居正則(東京府士族)
明治13年6月12日	宮田正之(武蔵国北豊島郡日暮里村・正七位)
明治13年7月1日	伊藤隼(東京府士族)
明治13年7月1日	北角脩立(静岡県士族)
明治13年7月1日	入江春重(静岡県士族)
明治13年7月1日	岡田六郎(静岡県士族忠良弟)
明治13年7月1日	佐藤巳作(静岡県士族佐藤為信長男)
明治13年7月1日	新見正寿(静岡県士族)
明治13年7月1日	内山處謙(静岡県士族)
明治14年12月17日	川村和太郎(遠江国敷知郡上之原川村篤行長男)
明治14年12月17日	佐藤源次郎(東京下谷竹町佐藤為信次男)
明治15年4月8日	山口安定(静岡県士族)
明治15年4月8日	黒部忠英(静岡県士族)
明治15年12月17日	北角十三郎(東京根岸北角脩立弟)
明治17年1月17日	並川琄太郎(遠江国敷知郡上之原住静岡県士族並川信一郎長男)
明治17年1月17日	宮田管三郎(東京日暮里村)
明治17年1月17日	神谷慶三郎(東京)
明治18年12月17日	佐藤平三(東京佐藤為信三男)
明治19年12月17日	並川清次郎(遠江国敷知郡上之原並河信一郎次男)
明治21年1月17日	入江新次郎(東京下谷竹町入江春重弟)

にさかのぼるようだ。なぜなら、明治一〇年（一八七七）一月に活版印刷で発行された『性理学実行評論』⁽⁹⁸⁾の発行者が伊藤隼の名前になっているからである。この小冊子は、性理学の教理について、山崎衡と伊佐岑満との間でかわされた問答形式による解説書である。後書の中で伊藤隼は、「余モ近頃コノ学ニツキ大ニ感悟スル処アレハオナジクハ世ノタスケニモナレガシトオモフ心ヨリ百部ヲカギリ」印刷したのであると述べている。

しかし、隼よりも母親の悦^{えつ}のほうが早く入信していたようであり、『性理学実行評論』も実際には息子の名義で悦が発行した可能性があるように思う。表2として一覧にしたものは、「東京根岸伊藤隼方二而性学十日修行連名控」⁽⁹⁹⁾に記録された旧幕臣修行者らの氏名である。これによると一〇年七月という最も早い時期に修行を行っているのは、伊藤悦ら女性たちであり、隼の名が登場するのは一二年七月である。根岸の伊藤家が修行場所になっている点も注目に値する。

表2 根岸伊藤隼宅での生理学修行者

修行期間	修行者氏名(年齢等)
明治10年7月7～16日	伊藤ゑつ(伊藤隼母・52歳)、北角しう(北角脩立母・49歳)、宮田つね(宮田正之妻・41歳)、佐藤する(佐藤為信妻・37歳)
明治10年7月20～29日	佐藤かつ(佐藤為信母・63歳)、入江みつ(入江春重伯母・54歳)、岡田のふ(岡田忠良妻・26歳)、伊藤のふ(伊藤隼妻・22歳)
明治10年8月9～18日	宮田正之(東京府平民・48歳)、岡田茅洲(静岡県士族・66歳)、佐藤為信(同前・44歳)、渡辺章(同前・37歳)
明治10年8月24日～9月2日	宮田その(宮田正之母・60歳)、岡田さた(岡田忠良母・53歳)、入江れつ(入江春重母・62歳)、武田なか(武田録次郎母・57歳)、井上しゆん(井上豊母・33歳)
明治10年9月6～15日	内山千代(内山半次郎亡娘・18歳)、北角はつ(北角脩立妹・15歳)、佐藤すゝ(佐藤為信娘・14歳)、井上たみ(井上豊姉・14歳)
明治10年9月29日～10月8日	佐藤巳作(静岡県士族・18歳)、岡田六郎(同前・17歳)、北角脩立(同前・26歳)、内山処謙(同前・25歳)、新見正寿(同前・22歳)、塩田安貞(長崎県士族・17歳)
明治10年11月1～11日	伊佐岑満(静岡県士族・68歳)、鈴木重元(52歳)、入江春重(静岡県士族・30歳)、黒部忠英(同前・20歳)、小堀正快(東京府士族・20歳)、伊庭明次郎(静岡県士族・20歳)
明治11年5月25日～6月3日	宮田梅寿(宮田正之実母・75歳)、井上きよ(井上如水妻・54歳)、伊庭甲子(伊庭明次郎母・43歳)、宮田つる(宮田温妻・18歳)、入江きやう(入江春重妻・20歳)、石田ろく(石田道則妻・31歳)、手島美屋(手島利喜作妻・24歳)、伊藤たか(伊藤春吉妻・24歳)
明治11年7月22～31日	井上如水(静岡県士族・62歳)、浅井正康(同前・44歳)、川柳篤行(同前・38歳)、宮田温(東京府平民・22歳)、柳川治三郎(静岡県士族・38歳)、井上幾太郎(静岡有渡郡八幡・26歳)、手島利喜作(三州満蔵寺村・34歳)、小泉秋蔵(武州豊島郡滝川村・19歳)
明治11年8月12～22日	岡田忠徳(東京府士族・33歳)、吉本郷友(同前・68歳)、加藤松太郎(東京西ヶ原・24歳)、深田長雄(下サ八日市場・45歳)、阪田佐次兵衛(同成田・34歳)、寺島助右衛門(同万歳・48歳)、町田兼松(東京西ヶ原・19歳)
明治12年5月28日～6月6日	渡辺てい(渡辺章妻・31歳)、浅井きみ(浅井正康妻・31歳)、新見のふ(新見正寿妻・19歳)、深田ちか(深田長雄妻・48歳)、飯田むつ(飯田佐次兵衛妻・32歳)、飯田ひさ(飯田八郎左衛門妻・34歳)
明治12年7月1～11日	伊藤隼(東京府士族・31歳)、新見正寿(静岡県士族・52歳)、伊藤六郎(同前・56歳)、入江福内(同前・25歳)、並木源左衛門(下サ松崎・42歳)、飯田八郎左衛門(同成田・34歳)、石井伊之助(堀川・23歳)、浅野甚四郎(相州二宮村・24歳)

〔東京根岸伊藤隼方ニ而性学十日修行連名控〕(遠藤三男家所蔵資料)より作成

悦は後に剃髪したらしく深法院と名乗ったが、明治二〇年(一八八七)一月、還暦の祝いを記した日記には、以下のような記述があり、彼女が明治一〇年に入信したこと、東京での中心的メンバーだったことなどがうかがえる。

二十三日雨 伊藤深法院様旧曆明治十九年丙戌十二月三十日還暦六十一才ニ相当、則今日也、東京ニおいて道義之興立、既二十年之今日ニ至ル、宮田お銚様を初として道門之もの心揃ニ而賀を祝る、

いづれにせよ、亡き富礼の親友伊佐の存在が伊藤家を生理学に導いたことは想像に難くない。箱根に開設された接待茶屋のことを「施行平も日々賑ハしきよし」云々と言っているので、明治一二年(一八七九)以降に書かれたと思われる三月一八日付「石毛尊父様」宛伊佐岑満書簡に、「隼義も御厚配を以、此度ハ全快之よし、難有大慶奉存候」とあることから、伊佐が伊藤家と生理学教会との仲介者になっていたことがうかがえる。

下総よりも伊藤隼様を初北角脩立様(中略)登り来り、夫々支度相整也
少し後年の資料であるが、明治二十年代から三十年(一八九七)頃にかけて伊藤悦から「八石尊父上様」(教主石毛源五郎)にあてた、「根岸教会」の入用金の受領証類が多数残る。悦は東京での教会運営を取り仕切っていたのであり、それは自宅を教会にあてた入門当初から、中心的存在だったことに由来するものと考えられる。

神文には女性が提出したものは存在しないが、明治の旧幕臣門人の例にみるごとく、実際には信徒に占める女性の比率はきわめて高かったようだ。隼も母の導きにより入信したのかもれない。ただし、隼自身は甥と思われる宮田温にあてた年不明書簡の中で、「松崎村源右衛門氏の精神に依今日ニ至り少しく性学の道に入る事を得たり」と記し、入信の手引き者を松崎村源右衛門(下総国東松崎村・現千葉県香取郡多古町の並木源右衛門のことらしい)であるとしている。隼と並木の間にとどのうな接点があったのかは不明である。

なお、父富礼(岩一郎)も、親友伊佐岑満を通じて生理学に通じていた可能性はあるが、その確証は得られない。夫の死と悦の生理学入信とにどのような因果関係があるのか。しかし、いづれにせよ、亡き富礼の親友伊佐の存在が伊藤家を生理学に導いたことは想像に難くない。箱根に開設された接待茶屋のことを「施行平も日々賑ハしきよし」云々と言っているので、明治一二年(一八七九)以降に書かれたと思われる三月一八日付「石毛尊父様」宛伊佐岑満書簡に、「隼義も御厚配を以、此度ハ全快之よし、難有大慶奉存候」とあることから、伊佐が伊藤家と生理学教会との仲介者になっていたことがうかがえる。

時期がはっきりしないものの官吏を辞職したと思われる隼の行動と、性理学への入信とがどのようにつながるのかも疑問である。官吏を辞職した後に性理学に入ったのか、性理学に入ったため官吏を辞めたのか。前掲の伊佐の書簡には隼が病氣だったように記しているが、そのことも関係あるかもしれない。

根岸の伊藤家は、東京における性理学の拠点となった。一二年一二月には「道学修行場」として改築されたらしい。⁽¹⁰⁾東京の教会を守る母に対して、隼のほうは各地を転動した。明治十年代に隼が書き残した日記「日毎之記」が十数冊残るが、「東京府士族伊藤得志」「長部邨古屋敷伊藤隼」「ねきしの里に住む伊藤隼」「青木ケ峰詰伊藤隼」「根岸伊藤」「伊藤性」といった署名が入っており、いずれもその時々々に駐在した教会所在地で記録したものであった。青木ケ峰とは、遠藤亮規が客死した滋賀県石部の墓所のことであり、墓守が住む庵が建てられていた。

隼が石部青木ケ峰に詰めていたのは明治一八年から二〇年（一八八七）頃、その後は箱根の施行平（接待茶屋）に二一、二二年（一八八九）にかけ詰められたらしいことが現存する隼宛書簡から判明する。⁽¹¹⁾

性理学信徒としての隼の考え方の一端を示す史料として、青木ケ峰から母（たぶん東京の）にあてた書簡がある。この手紙には、自作の「ない物尽し」一四項が記されているが、その幾つかを紹介してみよう。

- 一 尊父上様之御供ニ而母君ニも可成御早く 御登山祈念ハ絶間ない
- 一 私か腹にハ何も少しもかくしてない
- 一 勤番中ハ猶更鈍者ニハ候得共色情杯ニ而親先祖へ恥さらしをして
- 一 ハ性学者ニ成つた甲斐かないから時々刻々に勉強怠らない
- 一 此則遠国ニテハ第一大切之件也
- 一 最早着物ハなくてもかまわない
- 一 私如き者ニハ大道を起す先達ニハ無覚束人物なれ共けものを食つた虚言なんそハ申さない

此則十二年之七月一日ニ根岸ニ而十日修行を仕、翌年之十三年七月一日ニ本宅へ上り神文を捧候次第なれば十三ヶ月ハ明瞭なり

(中略)

- 一 当地一同御墓御守使御清浄堅固ニ仕居候間御心配ニハ及ハない
- 一 何ニ附而も活物体之我々危く覚候間 御思召を引掛勉強するの外ハない
- 一 時々刻々に沸出る人心故御心附之廉ハ御教諭を願ふの外ハない
- 一 遠国へ勤番之者ハケ様之事を聞と実ニ勇敷は少しもない
- 一 きわめて精神主義的であり、師に対する絶対の心服が見て取れる。もう一点、隼が「温君」（妻の甥宮田温であろう）にあてた書簡⁽¹²⁾を紹介してみよう。

（前略）人は仁義の道ハ好き嫌らひに關係せず是非学んで後に始て人間社会に入るなり、是則天照皇大神の御世より今に至る迄万代不易の日本の御法なれハなり、然るを算術や読書習字の如き技芸と比較して吾れハ算術が好きだから親は好まされとも之れを学ふと云ふて技芸と心法の学ひと自分の勝手より比例するハ人たる本心を失ひ禽獣にも劣れる造糞機にあラスや、余も三年計前にハ是論を尤モ旨張したり、然れとも幸福なる哉、松崎村源右衛門氏の精神に依、今日ニ至り少しく性学の道に入る事を得たり、因て其誤謬の甚しきを知るや実にか家を造るに土台なくして造作するか如くにして無益の至り也、是れ何ぞ徳川家の今日に至りしも全く家臣の奢侈に流れて遊惰に成り自分々の好き勝手に陥り終に国体則本法を失ひ御説の如く技芸に渡りて終に余輩杯も西洋学の先達ちの一人に縛、真ニ恐入タル其ノ大罪不俟言也、因て謝するに性理学の門に入り当今の悪弊を改良せんと専ら未熟なれとも実行を勉強するにや（後略）

これは、瑣末な技芸よりも人間としての修養こそを優先すべきである

と生理学の大切さを説き、もっぱら数学を学びたいという甥を諫めたものであろう。西洋学にとらわれていた自分も三年前まではそうだったとする点、徳川幕府滅亡の原因を家臣の墮落に求めている点などは興味深い。どうやら隼は、生理学に入ったことで、自らが横浜語学所やフランス留学で得た西洋の新知識を否定するに至ったのである。

子ども時代に東京で信徒たちを目撃した記憶を持つ下田将美（大阪毎日新聞記者などをつとめた人）は、昭和初期に出版した随筆の中で、日暮里にあった生理学教会について聞き書きを残し、その反文明ぶりを含め記録した⁽¹⁹⁾。以下は、その内容の幾つかである。

- ① 明治一四、五年頃、東京で勢力が広がり、日暮里に八石教会の支部が設けられた。取締は石毛源五郎とされた。
- ② 信徒たちは皆黒の綿服で、男は丁髷、女は一様の櫛飾をしていた。
- ③ 牛肉・豚肉などは一切食わず、馬車・汽車・人力車などには絶対に乗らず、草鞋・脚絆で旅行した。
- ④ 信徒には旧幕臣の奥方が多数いた。「おけい」という名の老婦人は、谷文晁の末裔だった。
- ⑤ 信徒の中には、千駄ヶ谷の徳川家に毎年ミカンを献上している佐原の農民もいた。
- ⑥ 信徒たちを旧幕府崇拜者の団体とみなす者もあり、政府も圧迫しようとした。

石毛源五郎のことを源左衛門とするなど、明らかな誤りもあるが、東京の生理学教会が旧幕臣男女を主な担い手とし、文明開化に逆行する生活スタイルをとっていたことはどうやら本当のようだ。先の伊藤隼の書簡からそのことは裏付けられるのである。反西洋的姿勢は、旅の途中足の痛みのため駿州富士郡万能村（静岡県方野原）で療養することになったが、「近辺ニハ西洋医計リ故、薬店ニ而葛根湯ヲ調合」して服用したとの、明治一九年（一八八六）二月一二日付伊藤隼・川口惣助宛仁

瓶慎則書簡⁽²⁰⁾などからもうかがえる。

徳川家に対する愛着は、反文明的態度とは別のものといえるが、隼も旧臣下としての礼を尽くしていた。「東海道箱根宿施行平接待茶処」在勤中も年賀を奉呈したようであり、家令溝口勝如から届いた二十一年（一八八八）一月九日付返札⁽²¹⁾などが残る。「日々之記」にも「天璋院様」や「千駄ヶ谷」への献上品のことなどがたびたび記されている。

なお、下田著では日暮里に教会支部があったとするが、後に根岸から日暮里に移転したらしい⁽²²⁾。根岸の教会は明治一七年（一八八四）に普請され、松翠堂と名付けられたようだが、伊藤宅を改築したものだったと考えられる。

根岸に結集した東京の旧幕臣生理学信徒は、多くが伊藤家の姻戚関係にあった。図1は、各種史料⁽²³⁾を参考に、一部推定も交え作成した系図で

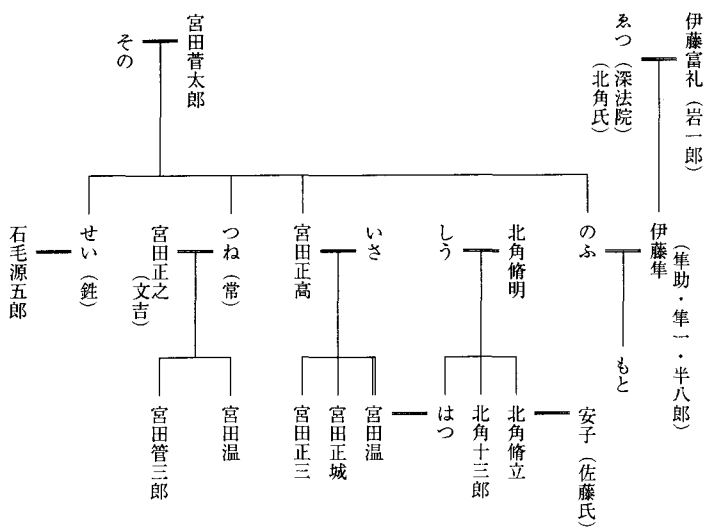


図1 伊藤隼をめぐる姻戚関係

ある。伊藤・宮田・北角のほか、佐藤家や伊庭家も姻戚だったらしいが系図上は示せなかった。

伊藤家以外では宮田家が有力な信徒とみなされたようであり、反石毛派が記述した文章には、石毛源五郎は幕臣宮田正之・伊藤隼らを味方に引き入れ私党を結んだと、二人の名が並んで出されている。宮田正之(文吉)は、勘定組頭宮田昔太郎の子であり、昌平黌に学び、神奈川奉行支配組頭、外国奉行支配組頭、静岡藩権少参事・会計掛などを歴任し、明治政府出仕後も開拓使大主典などをつとめた人物である。その社会的な地位の高さが旧幕臣信徒の代表とみなされた理由であろう。神文提出は明治一三年(一八八〇)六月、一八年(一八八五)五月三日五六歳で没しており、史料に表れた限り教団内での活動はそれほど顕著ではなかった。むしろ、正之の妹せい(銚)や妻つね(常)のほうが活発だったようだ。宮田せい(銚)は、教主石毛源五郎の妻になった。

東京で教会が盛大になる一方、下総では石毛派と反石毛派との対立が激化していく。伊藤隼が石毛派の有力な一員とみなされたのは事実のようだ。二〇年(一八八七)七月に長部村で起きた高木忠右衛門毆打事件では、加害者、裁判での被告となった石毛派二五名の一人として隼の名があり、翌年一二月には警視庁市ヶ谷分署に拘引され、八日市場監獄に収監されている。

旧幕臣性理学信徒における女性の主導性を示すものなのか、それとも伊藤家の特殊事情によるものなのか、隼は母えつ(深法院)に対しなかなか頭が上がらなかったようだ。以下の史料は相続に際しての約定である。

約定証

一私儀、祖先の伝来之家禄并東京本所小泉町地所一ヶ所、同金杉村根岸地所家作家具等迄、此地所二ヶ所并家屋家具等ハ中村惣兵衛へ抵当ニ遣し有之候也、母悦の譲受相続罷在候、然るに母悦始家

内一同八石へ入門、性理学相学、子孫永続之為道友議定誓約相守、少も我意申間敷者勿論之処、自然学業を怠り気候勝手之行状ニ陥り道義相続相成兼候節者右譲受候品々不残返戻致、一身二而退去仕、跡相続方之儀者八石 御思召を以て相続為致候様、今般改而約定仕候上者以後一言之子細申間敷候、為後証立会人迄連印を以て一札差上候処、依而如件

明治十四辛巳年十二月廿一日

伊藤隼

のふ(爪印)

立会人親戚

佐藤為信

同

能勢保直

伊藤悦殿

隼の家産相続は、性理学にもとづく学業と修身への取り組み方いかんにかかっていたのであり、それが守られない場合は伊藤家の財産は教会に委ねられることになっていた。父富礼も厳格な人だったが、母も同様に厳しかったようだ。

しかし隼は母の期待に応えられなかった。明治二四年(一八九一)の日記に残された以下の記載から、彼が病気であったこと、親類会議の結果、禁治産者とされたことなどがわかる。

伊藤隼様九ヶ年已然より病養之為箱根施行平二而八十八世話致し居候を幹儀板橋警察へ願ひ三島警察へ御照会ニ相成、去ル九日東京へ連れ帰りし由八十八の葉書ニ而申来ル(五月一四日条)

隼様之儀、禁資産を願出之相談、伊藤家親類相談と相成、午后定平来ル、幹義定平之説論ニ応し候哉之由(六月六日条)

伊藤家親類会議之上、禁資産を願ふといふ二今者隼様御儀風天病と相成りし故也、深法院様御事をつ代としてお常様地方裁判所へ出る

(六月八日条)

詳しい事情はわからないが、隼には健康面などに何らかの故障があったらしい。官吏を辞めたこと、性理学に入門したことの背景にもそれが関係しているのかもしれない。

以後、伊藤家は悦(深法院)によって取り仕切られたようだ。東京の教会運営についても同様であり、先に紹介した明治三四年移転に際して共有名義とした土地の進退について子々孫々まで教団に委ねるといって石毛教主あて証文⁽¹³⁾は、伊藤まつ・宮田銚・佐藤綾ら女性たちが連署したものである。

伊藤家の戸籍謄本によれば、明治三五年四月に源三郎が隼の養子に入っている。源三郎は、性理学門人山本助右衛門(現千葉県香取郡東庄町夏目の農民)の次男であり、三七年(一九〇四)一月隼の隠居により家督を継いだ。

伊藤悦(エツ)は明治三七年(一九〇四)二月二四日、七六歳で亡くなった。戒名は深法院殿妙解日如大姉⁽¹⁴⁾。三九年(一九〇六)には第三代教主石毛源五郎が八石の本部を追放され、石毛派の敗北が決定した。石毛が滋賀県石部で没したのは大正四年(一九一五)である。源三郎は、明治四〇年(一九〇七)一二月、千葉県香取郡中和村長部などに所有していた土地を八石教会に譲渡している⁽¹⁵⁾。悦の死、石毛の追放を契機に、伊藤家は教会から離れていったと思われる。

伊藤隼が亡くなったのは大正二二年(一九一三)二月一日のことである⁽¹⁶⁾。彼の晩年の動向についてはわからない。

⑤ 伊藤家文書の発見

本稿の脱稿が近づいた頃、伊藤隼のご子孫と連絡を取ることができた。隼の曾孫にあたる現当主伊藤正次氏は、同家が幕臣であったこと、性理

学門人だったことなどは何も伝え聞いていないとのことだったが、資料はしっかりと残されていた。表3として掲げたものがその目録である。

伊藤家資料の多くは性理学関係である。幕臣時代の史料はわずかに含まれるが、静岡藩時代のものはない。性理学関係の文書については大原幽学記念館所蔵資料と突き合わせる必要があるが、ここでは、伊藤家の履歴・動向に直接関わる史料のみを取り上げ、説明しておきたい。

「道のしをり」と題された冊子は、明和四年(一七六七)の由緒書・親類書、安永三年(一七七四)、寛政一年(一七九九)、文化十一年(一八一四)の親類書をまとめて綴じ合わせたもので、冒頭には「夏繁」と「岑満」の和歌、巻末には「桑門弁玉」の手になる跋文が付されている。弁玉の跋文には明治三年八月、巻末の発句に「つちのとのミ」とし「六十二才八十子」とあることから、この家譜が作成され序跋が依頼された時期が判明する。夏繁は国学者前田夏蔭の子、幕臣前田夏繁(健次郎)であろう。岑満は伊佐新次郎。弁玉とは、神奈川宿の三宝寺住職をつとめた、僧侶にして歌人の大熊弁玉のことである。弁玉は神奈川奉行所の役人たちとも親交があったとい⁽¹⁷⁾、相楽総三の姉はま子やその夫で神奈川奉行配下の同心だった木村敬弘(道之助)とも和歌仲間であった。富礼(岩一郎)の横浜での人脈が表れている。

由緒書・親類書の記述によると、伊藤家は御金蔵番同心などを勤めた、高一五俵二人扶持から三〇俵三人扶持の御家人で、半右衛門―太郎兵衛―惣左衛門―惣左衛門―岩之助―八十吉と続いている。安政二年(一八五五)の「豆州修禅寺温泉湯治願諸書物」は、当時小普請組小笠原順三郎組世話役を勤めていた伊藤富蔵の病氣療養時の書類であるが、「倅岩一郎」と記された箇所があるので富蔵は富礼の父親であったことがわかる。富礼は伊藤家七代目なので、八十吉は六代目富蔵の幼名であろう。

性理学関係の資料のうち、三代教主石毛源五郎の言葉を集め、「根岸三年集」と題した三冊本がある。その序文は、以下のようなものである。

表3 伊藤正次家所蔵資料目録

番号	資料名	年代	差出人	受取人	形態	数量
1	道のしをり(伊藤家由緒書・親類書)	明和4.4.(1767)~ 明治3.8.(1870)	(岑満序・桑門弁玉跋)		毛冊	1
2	口め草 上	文化11.3.23(1814)			毛冊	1
3	閑書集 一(天保7年2月1日~弘化3年6月18日)		(大原幽学)		毛冊	1
4	閑書集 三(嘉永6年4月朔日~安政4年12月15日)		(大原幽学)		毛冊	1
5	閑書集 一(天保13年5月24日~)		(大原幽学)		毛冊	1
6	閑書集 三(文久3年9月~)		(大原幽学)		毛冊	1
7	閑書集 四(万延元年3月~慶応3年2月5日)		(大原幽学)		毛冊	1
8	閑書集 二(~安政6年3月17日)		(大原幽学)		毛冊	1
9	閑書集 二(弘化2年3月29日~嘉永2年正月22日)		(大原幽学)		毛冊	1
10	閑書集 一(天保7年2月1日~弘化3年6月18日)		(大原幽学)		毛冊	1
11	義論集 三(天保7~10年)		(大原幽学)		毛冊	1
12	義論集 四(天保12年)		(大原幽学)		毛冊	1
13	微味幽玄考 四巻		(大原幽学)		毛冊	1
14	道学心得書				毛冊	1
15	(性理学入門者名簿)	(文政3~安政3)			毛横	1
16	(性理学入門者名簿)	(明治8~20)			毛横	1
17	嘉永二己酉曆	嘉永元.(1848)	伊勢渡会郡山田中北外記		木折	1
18	年中行事覚控	嘉永6.7.吉(1853)	宮田その		豎毛	1
19	豆州修禪寺温泉湯治願諸書物 附同 国熱海温泉江山田伊兵衛湯治願書類 共	安政2.夏(1855)	(伊藤富蔵)		豎毛	1
20	残ス言の葉集	慶応元.5.(1865)	(大原幽学)		毛冊	1
21	(訓導辞令写他)	明治5.9.25(1872)	教部少丞正六位小野述信 奉(他)	石毛源五郎	毛綴	1
22	- 1 八石教会出張所設置御伺	明治15.6.5(1882)	社中惣代宮田正之 [㊟] (他 3名)	東京府知事松田道之殿	毛綴	1
	- 2 八石教会之儀ニ付伺	明治15.3.28(1882)	八石教会教長権少講義石 毛源五郎印	内務卿山田顕義殿	毛綴	1
	- 3 補訓導	明治5.9.25(1872)	教部少丞正六位小野述信 奉	石毛源五郎	毛	1
	- 4 (人民教導丹精奇特につき)	壬申10.3(1872)	教部省	権大講義遠藤亮規	毛	1
	- 5 (神道教会入費献納賞詞)	壬申10.13(1872)	教部省	八石教会	毛	1
	- 6 (婦県申付)			権大講義遠藤亮規(他 2名)	毛	1
	- 7 補権少講義	明治6.12.22(1873)	(教部省)	訓導石毛源五郎	毛	1
	- 8 (神道三部所属)	明治9.5.3(1876)	神道第三部引受大教正稲 葉正邦	権少講義石毛源五郎殿	毛	1
	- 9 教会大意				毛綴	1
23	教会大意(三章教憲・誓約十条)				毛綴	2
24	- 1 根岸三年集 一	明治13.1.(1880)	静岡県士族渡辺章(序)		毛冊帙袋	1
	- 2 根岸三年集 二				毛冊	1
	- 3 根岸三年集 三				毛冊	1
25	神文之事	明治14.6.10(1881)	近江国栗田郡観音寺村奥 寺兵次郎	大原先生	毛状袋	1
26	八石教会之儀ニ付伺	明治15.3.28(1882)	八石教会教長権少講義石 毛源五郎 [㊟]	内務卿山田顕義殿	毛綴	1
27	八石教会出張所設置願(金杉村佐藤為 信所有地)	明治15.6.30(1882)	信徒惣代宮田正之 [㊟] (他 3名)	内務卿山田顕義殿	毛野綴	1
28	墓所新設願(府馬村帰命台)	明治19.5.(1886)	右総代人宇井太兵衛 [㊟] (他1名)	千葉県令船越衛殿	毛野綴	1

29	土之堆新設墓地之記	明治20. 3. (1887)	八石教会長石毛源五郎 (他2名)		毛綴	1
30	八石教会出張所設置御願(石部村字池ヶ沢)	明治22. 11. (1899)	八石教会教長権大講義石毛源五郎 [◎] (他19名)	滋賀県知事 中井弘殿	毛罫綴	1
31	性理学伝来之記	明治23. 1. (1890)	長門国阿武郡紫福村白神源助美春		毛冊	1
32	大原幽学履歴誌				毛冊	1
33	大原幽学先生履歴				毛冊	1
34	微味幽玄考 古三	明治24. 5. 9 (1891)	則恵八十六才・ [◎] (鈴木)		毛冊	1
35	石毛久良子履歴略	明治28. 5. 19(1895)	成毛五良兵衛則恵 享年九十才		毛冊	1
36	(古屋敷株登記抹消云々書簡)	(大正5) 5. 5 (1916)	長谷川小四郎	石毛銚子様・白神国子様(施行平)	毛封	1
37	(訴訟・宮田家相続の件等書簡)	(大正5) 8. 31(1916)	(長谷川)小四郎	石毛銚子様(施行平)	毛稿封	1
38	(小日向土地売却・宮田様病気云々書簡・前後欠)	(大正8) 1. 2 (1919)	(長谷川木疑)	(施行平石毛銚子様)	毛封	1
39	(拙父死去の件書簡)	(大正11) 8. 20(1922)	長谷川小四郎	宮田銚子様・白神国子様(施行平)	毛封	1
40	(古武士の精神・婦人の鑑云々書簡)	1. 16	長谷川小四郎	石毛銚子様・白神国子様	毛	1
41	(住居新築云々書簡)	3. 21	長谷川小四郎	石毛銚子様(施行平)	毛封	1
42	(箱根を盛大にせんと児玉内閣書記官長の同情云々書簡)	6. 6	長谷川小四郎	石毛銚子様・鈴木力之助様	毛	1
43	記(古屋敷関係書簡)	6. 13			毛	1
44	(児玉書記官長面会の件等書簡)	6. 22			毛	1
45	(正之・正高居士の霊に心苦く云々書簡)	7. 11	長谷川小四郎	銚子様・国子様	べ	1
46	(温殿人面猷心云々書簡)	7. 21	長谷川小四郎	石毛お銚様・白神お国様	毛	1
47	(徳川九条殿献上・裁判の件等書簡)	7. 25	長谷川小四郎	石毛(銚子)様・白神様	べ封	1
48	(九条殿・徳川殿へ团扇献上云々書簡)	8. 2	長谷川小四郎	宮田銚子様・白神国子様	毛封	1
49	(献上品礼状)	8. 7	九条家々扶	長谷川小四郎殿外御中	毛	1
50	(九条殿徳川殿献上の件等書簡)	8. 29		石毛銚子様	毛稿	1
51	(九条公爵邸で武士道鼓吹云々書簡)	9. 24	木魚庵	石毛銚子様・白神国子様	毛	1
52	(伊藤早稲田鶴巻町移転云々書簡)	10. 4	千代代筆内山拝	姉上様	毛	1
53	(登記・遺産云々書簡)	10. 29	長谷川拜	石毛銚様	毛稿	1
54	(古屋敷の小作人云々書簡)	11. 6	長谷川小四郎	石毛銚子様・白神国子様(施行平)	毛箋封	1
55	(鈴木氏上ノ原出發云々書簡)	11. 19	長谷川小四郎	石毛銚子様・白神国子様	毛	1
56	(性理学会顧問松崎博士・田尻博士云々書簡)	12. 16	長谷川小四郎	石毛銚子様・白神国子様	毛	1
57	(民力涵養講演の件等書簡)	12. 31	長谷川小四郎	石毛銚子様・白神国子様	べ稿	1
58	(八日市場検事局呼出云々書簡)	26	寺門昌一郎	石毛銚子様	毛	1
59	(古屋敷後始末・亡霊株云々メモ)				毛	1
60	(お綏様衰弱云々書簡)				毛	2
61	(陸軍御用達タバコ袋)		東海道三島町秋月堂製パン所		印	1
62	(空封筒)	大正12. 1. (1923)	甲賀郡石部町丸山岡田清作・同佐太郎・入江春重	石毛銚子様・白神国子様(施行平)	毛封	1
63	稻荷大明神(紺色織)	嘉永3. 2. (1850)	源知足拜書・伊藤氏建		布	2
64	正一位稻荷大明神(織)	文久2. 2. (1862)	藤原富礼敬書		布	1
65	正一位林光稻荷大明神(織)	元治元. 9. (1864)	雪城沢俊脚書・大沢氏		布	1

性理の学ひハ天保二卯年の頃より下総国香取郡長部村字八石に学場を取設、大原幽学先生の教導を開きけるハ門弟子の此道に志しの厚きにより漸々と爰に至りし事なれハ也、安政五年の年三月八日幽学師の為道義此世を去りたまひて後道統を引受為ひけるハ高弟遠藤亮規先生也、猶其徳化をかふむり学ふもの遠近数千に及へり、明治六西の年八月廿二日亮規師の病に因りて近江国甲賀郡石部宿にて此世を去り玉ひけるの後石毛規方先生に伝り一統弥道義を維持する本意の明らかに至りしハ古今に冠たり、規方先生亮規師を尊崇の意厚して石部宿青木ヶ峯へ年々の墓参怠る事無く往復ありける折柄、明治十年春の頃より東京根岸の里なる伊藤隼主の家に滞在あり、これハ同人の母悦女并宮田銚女の此道を保護せんの厚志によりて教の基相たち教導の押及事伊藤家親戚ハ勿論、余の人々までも相集ひけるもの日々五十人より少なからず、その人により事によりて先生自ら筆をとりかきあたへけるの語皆人々の勉強する中より浮ひ頭れし發明なれハ節に中らざる事なく、又歌発句の如きハ其意を含み語氣自ら感ず、素より教示によりてなれハ古歌も有、詠歌もあり、言葉工ミならねとも教意の其人に応ずるの妙、目撃よりも猶大二亨ル其心に感ずるの余り其書を得て改守るの為各々所持する事の尊敬甚切なり、これによりて其人々の書を爰に書集けるハ明治十年春の頃より同十二年に至る迄を根岸三年集と題し猶後学の徒に伝へんが為にかき置ぬ

明治十三庚辰年一月

静岡県士族

渡辺章⁽¹²⁾

この文章からは、東京における性理学教会が伊藤家を拠点に、伊藤悦と宮田銚を中心に創始されたことが改めて確認できる。

「根岸三年集」には、根岸伊藤家を舞台に石毛と門弟たちとの間で交わされたさまざまな発言が記録されていて、性理学の思想を知る上で貴

重である。しかし、その独特な世界を理解するのは容易ではない。たとえば「道を行動る為に災ひ有るとも益なり」ものの例として、獣肉・人力車・蝙蝠傘・流行学校・ランプ・ガラス・西洋時計などを挙げるのは、アンチ文明開化の立場を示したものとしてみればわかりやすい。しかし、隼の名前が唯一登場する箇所、「十二月伊藤隼様、北角脩立様、三田一丁目宮田温様方々根岸へ御帰りの折、ほんまに信仰が出来る歎といふイキリスにこまるフランス⁽¹³⁾」とあるのは、どう解釈したらよいだろうか。西洋に対する批判であるとは推測されるが。

次の一文は、理屈ではなく実行あるのみという石毛の主張であろう。
ふと思ひ付

一是迄山崎氏が書物から引かけて色々論を申せし哉、素より物の数ともせずあへしらひしが向ふの申のへ答へるハ無益也、唯こちらハ実行を勤行ふだから書物へついてハやらぬ、何事もむかふについて勤るの一ツを学ふ也と申遣ハ一言にして足る也 右者八石二而九月十四日の御認⁽¹⁴⁾

右の「山崎氏」とは、山崎衡のことと考えられる。旧派の理論派である山崎は、石毛にとつてはうるさい論敵だった。「性理学実行評論」を刊行した背景であろう。

やはり「根岸三年集」の中に、以下のような一節がある。

従五位朝散大夫岡田安房守源忠養君御奥方
クチャヤック地獄兼残念

岡田お定様

大こんを洗ふたよふなおなり様折々婆婆を考るお定様

右者岡田お定様、井上お順様、八石へ御下り御修行中一月頃⁽¹⁵⁾の事

岡田定(さだ)は表2に岡田忠良の母として登場した根岸伊藤家で修行した女性の一人であるが、この記述により下田奉行・長崎奉行・製鉄

所奉行などをつとめた旗本岡田安房守忠養（利喜次郎・備後守）の夫人であることが判明した。また、表2には岡田茅洲という人名が載るが、「ほうしゅう」は房州の音に通じ、安房守の号ではないかと推測される。⁽¹³⁾ 安房守・定夫妻の息子忠良は旧名を顕次郎といい、横浜語学所生徒から沼津兵学校第三期資生生になり、大蔵省紙幣寮に奉職した人物であることがわかつている。⁽¹⁴⁾ 忠良自身は修行に参加していないが、妻のぶと弟六郎は参加しており、六郎は伊藤隼と同時に神文を提出した。岡田家も家族ぐるみで性理学に入信した家といえるが、横浜語学所以来伊藤家とは旧知の間柄だったと推測される。

伊藤家文書には、大正期の書簡が二十数通ある。宮田（石毛）銚子・白神国子ら士族出身の女性が箱根の接待茶屋に住み性理学の教えを堅持していたことがわかる一方、土地・財産をめぐる相続や裁判に関する内容が多いことから、この時期まで親族内や下総農民との間でゴタゴタが続いたことも判明する。

文書以外に旧幕時代の稲荷大明神の幟が残されている。江戸の伊藤邸内には稲荷社があったのだろうか。また、安政元年（一八五四）一二月誌の由来が裏面に彫られた、富礼の父親伊藤祥富（五一歳）の木像が残る。隼の写真は見つかっていないが、晩年の肖像画だけがあった。

伊藤家には、「はやおじいさん」という呼び名が言い伝えられているので、隼助・隼一・隼の名は「はやのすけ」「はやいち」「はや」と呼んだのかもしれない。

おわりに

以上述べてきたことで、性理学と旧幕臣に関して新たな事実を付け加えることができたと思う。

本稿では明確にできなかった、残された大きな課題として、何故徳川

の遺臣たちが性理学に入ってしまったのかという、根本的な疑問がある。同じ幕臣でも、幕末に入門した者と維新後の入門者には違いがあったのか、妻や娘など女性が積極的に受容した理由は何か、など疑問は尽きない。また、性理学の信者たちは文明開化に反する立場を取った。たとえば、宮田正之については、以下のような批判的な新聞報道が当時なされている。

幕府の末路には可なりの要路をも勤めたる宮田正之（元の名は文吉）は昌平校の大試業にも及第し学才の名もありし者にて維新後開拓使の大主典に挙げられ准陸軍大尉をも兼ねしが、辞職せしち如何なる心の迷いよりか曾て屢々記したる下総邪教の性学に酖酔しそれが為めに父子の間さえ不和となる程なれば漫りに開明の進歩を忌み洋法を嫌い、この程より肝臓病に罹れど矢張り漢医の草根木皮に任ずるゆえ次第に疲労し殆んど死に瀕するは邪教を信ずるの報いならんと。⁽¹⁵⁾

宮田や伊藤隼ら、いち早く洋学を身に付け開化の先端を行っていたはずの人々が反文明・反西洋の側に転向した理由は何だったのかは、よくわからないままである。彼らが新時代においても旧主徳川家に対し大きな恩義を感じていたことは史料の中からも垣間見れたが、有力な門人には元長州藩士もおり、薩長政府に対する怨念や徳川幕府への懐旧の情だけが反文明的姿勢を取らせた根拠とは言えない。

いずれにせよ、教主の言動を記録したもののばかりではなく、信者個人の内面を赤裸々に吐露したような史料が見つからない限り、これらの疑問を解くことは難しいが、下総の農民たちを捉えたのとは違う魅力が、幽学の教えにあったことは間違いない。農民層を担い手とした旧派と、士族を担い手とした新派との違いは、農事重視か精神性重視かにあったとされる。旧幕臣が追い求めた精神主義とは何だったのか。

明治のキリスト教が旧幕臣や東北諸藩の出身者ら、維新の敗者たちに

よって担われた事実はよく知られている。性理学は宗教として純化したものではなかったし、キリスト教とは対極に位置し、近代市民社会への対峙のし方は全く違ったが、旧幕臣という境遇からする心底には合い通じる部分があったように思える。

註

- (1) 松澤和彦「高松家と大原幽学」〔歴史論〕第八号、一九八七年)、同「大原幽学裁判と高松家」〔木村礎著作集 月報5〕、一九九六年、名著出版、干潟町歴史民俗研究会編「ひかたの歴史と民俗」第四号(特集高松家と大原幽学、二〇〇二年、大原幽学記念館)。
- (2) 沼津和田家と性理学に関しては、筆者が執筆した、沼津市明治史料館編「沼津の国学」(一九八八年、同館)、「和田伝太郎と性理学」(沼津市明治史料館通信)第14号、一九八八年)がある。
- (3) 拙稿「性理学と静岡県士族」〔静岡県近代史研究会会報〕第一七五号、一九九三年)。
- (4) 鈴木棠三・小池章太郎編「藤岡屋日記」第十三卷(一九九四年、三一書房)、四四九頁。なお、同書の翻刻は、「彦七郎」となっているが、彦七郎の誤りであろう。
- (5) 拙稿「史料紹介 沼津兵学校人名簿」〔沼津市博物館紀要〕21、一九九七年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館)。
- (6) 明治六年(一八七三)に作図されたと思われる「沼津城内原図」(沼津市明治史料館所蔵)に寛剛の名前がある。
- (7) 石橋純彦「沼津兵学校沿革(六)」〔同方会誌〕四十三、一九一六年、復刻版合本第七巻、一九七八年、立体社)。
- (8) 石橋純彦「沼津兵学校沿革(七)」〔同方会誌〕四十四、一九一七年、復刻版合本第七巻)。
- (9) 拙稿「旧幕臣・静岡県出身者の同郷・親睦団体」〔沼津市博物館紀要〕24、二〇〇〇年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館)。ちなみに、明治二三年の「静岡育英会会員姓名録」(文京ふるさと歴史館収蔵・田村家文書)によると、寛剛の住所は麴町区土手三番町三十一番地となっている。
- (10) 沼津市明治史料館編「沼津兵学校」(一九八六年、同館)、一五頁に掲載。
- (11) 福沢研究センター編「慶応義塾入社帳」第四巻(一九八六年、慶応義塾)。入社帳の証人欄には「赤坂区青山南町五丁目三 高松寛剛」とある。また、「静岡県士族高松寛剛長男」となっていることから、まだ静岡県に本籍を置いていたことがわかる。
- (12) 大原幽学記念館保管・遠藤三男家所蔵資料一五。
- (13) 「沼津市史 史料編近代1」(一九九七年、沼津市)、六二―六三頁、「静岡県史 資料編16近代1」(一九八九年、静岡県)、一一頁。ただし、「静岡県史」は「高杉太郎」と間違つて翻刻している。
- (14) 以上、早川省義の履歴については、石橋純彦「沼津兵学校沿革(五)」〔同方会誌〕四十二、一九一六年、復刻合本第七巻)、「人事興信録」第一版(一九〇三年、人事興信所、二〇〇〇年復刻、興信データ株式会社)、大植四郎「明治過去帳」(一九九一年、四刷、東京美術)、永山卯三郎「早川代官」(一九二九年、一九七一年復刻、巖南堂書店・慶文堂書店)、外山操「陸海軍将官人事総覧(陸軍篇)」(一九八一年、芙蓉書房出版)などによった。なお、筆者が執筆した「沼津兵学校の群像」(一九九四年、沼津市明治史料館、三九頁)では、早川を「高松彦七郎の子」としてしまつたが、誤りであった。
- (15) 「昌平学科名録(其三)」〔江戸〕第四巻第四編、一九一六年、江戸旧事采訪会)。
- (16) 国立国会図書館憲政資料室所蔵・勝海舟文書一〇六―四(御触廻状控)。
- (17) 前田匡一郎「駿遠へ移住した徳川家臣団」第二編(一九九三年、私家版)、三四五頁、同第三編(一九九七年、私家版)、五二頁。山崎衛の名は、「新居割付小札帳」(新居町教育委員会所蔵)にあり、天保元年八月二日生まれ、元高二〇依二人扶持、正院少主記出仕といった事実が記載されているとのこと。ご教示いただいた前田匡一郎氏には、記して感謝申し上げます。
- (18) 木村礎著・村上直編「木村礎著作集IX 大原幽学と門人たち」(一九九六年、名著出版)、三二八頁、三五〇―三五二頁、三六一―三六二頁、四〇〇―四〇五頁。
- (19) 「太政類典 第二編 第三百五十二巻」(第六類治罪六行刑四、国立公文書館所蔵)。
- (20) 「洗冤史論」、『洗冤史論続編 碧血偉蹤』とも国立国会図書館所蔵。前書には中村正直の序文が付され、後書は発売書林が「磊々堂原田信民」(沼津兵学校資業生出身の書店経営者)であり、旧幕臣・静岡藩士の人脈が活かされている。山崎が「衡山」「衡山散人」と号したこと、明治一八年当時は群馬県前橋相生町に寄留し、族籍は「静岡県士族」であったこと、二六年時点では東京市麴町区平河町に住んでいたこと、なども両書からわかる。
- (21) 「大原幽学関係歴史資料調査報告書」(一九九〇年、干潟町教育委員会)。
- (22) 註(13)前掲、「沼津御役人附」、「静岡御役人附」。ちなみに、大原幽学関係歴史

- 史資料の中には、木版の静岡藩職員名簿が五種類残されているが（VA四九、補VA二二）、伊藤家に伝来したものと推測される。ただし、伊藤準一の名が載ったものはない。
- (23) 沼津市明治史料館編『愛鷹牧』（一九九一年、同館）、四三頁。具体的には、明治二年八月牧士の改名届が曾根亨吉・伊藤準一あてに提出されているといつた事実（石川森家文書I-a-13「野馬方御用留帳」）。
- (24) 註(5)前掲。
- (25) 国立公文書館所蔵。
- (26) 平山成信「横浜語学所記事」（『江戸』第三卷第三綴、一九一六年）に掲載の生徒名簿に名前があるほか、集合写真にも顔が写っている（熊谷孝一氏所蔵、『沼津市明治史料館通信』第一七号掲載、一九八九年）。なお、熊谷氏所蔵写真では、「準之助」ではなく「準助」と記されている。同じ写真は、クリスチャン・ボラック「絹と光 知られざる日仏交流一〇〇年の歴史」（二〇〇二年、アシエット婦人画報社）により鮮明なものが掲載されており、講武所風の狭い月代に帯刀姿の準之助がまだあどけない面影の少年だったことが見て取れる。また、慶応三年六月には、騎兵差図役勤方として三兵伝習とその通弁を命じられている（倉沢剛「幕末教育史の研究 二」、一九八四年、吉川弘文館、三四五頁）。
- (27) 「亜利比亜馬之儀ニ付仏国教師テシャルン江致対話候処横浜表伝習御用先通弁之もの無之ニ付差支候間騎兵方伊藤準助被差遣候様致度旨申聞候ニ付合原左衛門尉江及掛合候処差支無之段申聞候間右準助儀横浜表為通弁被差遣候様仕度此段陸軍奉行並騎兵頭江被仰渡可被下候依之申上候以上 卯十一月 岡田安房守」（東京大学史料編纂所所蔵「兵術語学伝習事件」坤（一）三）というのがその史料全文である。
- (28) 大原幽学関係歴史資料IV R一五七（大原幽学記念館所蔵）。
- (29) 同前IV R一六三。
- (30) 同前IV R一六六。
- (31) 同前IV R一六八。
- (32) 同前IV R一七一。
- (33) 同前IV R一七四。
- (34) 同前IV R一八四。
- (35) 同前IV R一九六。
- (36) 同前IV R二〇三。
- (37) 同前IV R五一。
- (38) 同前IV R六三。
- (39) 同前補IV R七一。一括された断簡の中にあつたもの。
- (40) 同前IV R一二〇。
- (41) 同前IV R一四六。
- (42) 同前IV R一五八。
- (43) 同前補IV R七一。一括された断簡の中にあつたもの。
- (44) 神奈川県民部県史編集室編『神奈川県史 資料編10近世（7）』（一九七八年、神奈川県、五四二頁、五五一頁。慶応三・四年時点の武鑑では神奈川県奉行支配組頭として名前がある（渡辺一郎編『徳川幕府大名旗本役職武鑑 四』、一九六七年、柏書房、七六六・八〇六頁）。
- (45) 『神奈川県史料 第八卷 附録部一』（一九七二年、神奈川県立図書館、三四頁。神奈川県官員の履歴が掲載された同書・同箇所には、「東京府貴族士族元神奈川県 旧名岩一郎 伊藤富礼 壬申四十八歳」とある。彼の名は、『神奈川県史料』全一〇巻（一九六五〜七五年）の数箇所に登場し、県吏としての仕事ぶりがうかがえる。
- (46) 『久能山叢書 第五編』（一九八一年、久能山東照宮社務所、二四七〜二五〇頁）。
- (47) 大原幽学関係歴史資料IV R六四。
- (48) 同前IV R七七。
- (49) 同前IV R八一。
- (50) 同前補IV R三〇。
- (51) 同前IV R一四〇。
- (52) 前掲『静岡県史 資料編16近現代一』、六三三頁。
- (53) 大原幽学関係歴史資料IV R一四五。
- (54) 同前IV R一六二。
- (55) 同前IV R一七〇。
- (56) 同前補IV R四一。
- (57) 同前IV R二二二。
- (58) 同前IV R一八九。
- (59) 同前IV R一九三。
- (60) 同前IV R一九七。
- (61) 同前IV R七五。
- (62) 同前補IV R一九。
- (63) 同前補IV R三三。
- (64) 同前IV R七一。
- (65) 同前IV R九八。

- (66) 同前ⅣR 一一〇。
 (67) 同前ⅣR 一一一。
 (68) 同前ⅣR 一二四。
 (69) 同前ⅣR 一二五。
 (70) 同前ⅣR 一四一。
 (71) 同前ⅣR 一四三。
 (72) 同前ⅣR 一七八。
 (73) 拙稿「史料紹介 矢田堀鴻『公私雑載』—明治四年の静岡藩士日記」(沼津市博物館紀要) 15、一九九一年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館、一六頁。「塚本江馬之事認め伊藤半八郎へわたす」(二〇月一七日条)、「沼津伊藤半八郎江馬封出ス」(同月二〇日条)、「此者と同道いたし伊藤半八郎之処江往き其趣申談シ」云々(同月二六日条)がその関連記事である。
 (74) 大原幽学関係歴史資料ⅣR 一八〇。
 (75) 朝倉治彦編『近代史史料陸軍省日誌』第一卷(一九八八年、東京堂出版)、五九頁。
 (76) 同前、二四一頁。
 (77) 大原幽学関係歴史資料補ⅣR 1。
 (78) 同前ⅣR 八九。
 (79) 同前ⅣR 三。
 (80) 同前ⅣR 二〇八。
 (81) 同前ⅣR 二一一。
 (82) 同前ⅣR 五四。
 (83) 同前ⅣR 七三。
 (84) 同前ⅣR 八四。
 (85) なお、伊佐岑満の谷口原移住は九年九月といわれ(島田市博物館『蓬萊橋と牧之原開拓史展』、二〇〇四年、七八頁)、時期に若干のズレがある。
 (86) 大原幽学関係歴史資料補ⅣS 八。
 (87) 伊藤家の菩提寺西迎寺(東京都新宿区)にある墓誌には、第七代当主として「普照院誓誓成覚居士」の戒名と没年月日が彫られているが、これが富礼のことである(伊藤正次氏所蔵「伊藤家過去帳」)。
 (88) 官員録の上で伊藤隼の名は、明治九年七月までは司法省裁判所権中属・東京府士族、同年一〇月から二月までは同省権中録として掲載されているが、一〇年四月以降は名前が見当たらない(国立国会図書館所蔵「官員録」、YDM五五一三・五三四五より)。
 (89) 大原幽学関係歴史資料ⅣC三八四。
 (90) 前掲、松澤和彦「高松家と大原幽学」。
 (91) 旭市史編さん委員会編『旭市史』第三卷(一九七五年)に翻刻、掲載。
 (92) 大原幽学関係歴史資料補ⅣS 一七、「徳川氏等家臣覚書」。ちなみにこの文書には、他の士族門人の苗字も記載されているが、「毛利氏臣」(長州藩士)が二氏、「大久保氏臣」(小田原藩士)が八氏、「久松氏臣」が一氏、「本多氏臣」が一氏である。
 (93) 「遠藤の徒四方に周遊し正義に仗て民苦を除くと称し同志を結合し勢日に熾んなり水戸城の焼失するや君等の縛に就きは蓋し姦史正義の徒を憎悪する者ありて之を誣告せしなり」と、水戸城焼失事件を関連づけて説明する文献もある(井上彦左衛門君之伝、山田万作『岳陽名士伝』所収、一八九一年、一八五年復刻、長倉書店)。
 (94) 同前補ⅣB 一、「修行人名録」。
 (95) 同前補ⅣB 三、「修行人名録」。仁瓶慎則と鈴木彦一はともに遠州上ノ原(現静岡県湖西市)に移住しており、彦一の妻は仁瓶貞三(たぶん慎則のこと)の娘だったため、両家は同居していた。また、仁瓶は鷹匠同心近藤佐十郎の次男であり(湖西市史編さん委員会『湖西市史』資料編四、一九八三年、湖西市一七〇—一八頁)、性理学門人が姻戚関係でつながっていたことがわかる。
 (96) 大原幽学記念館保管・遠藤良一家所蔵資料Z 15「尊父御一周忌荷拝料控」(明治七年八月二二日)。
 (97) 大原幽学関係歴史資料ⅣC 一一九三、「神文之事」。
 (98) 同前補ⅣO 一、遠藤三男家所蔵資料II a 1—29。
 (99) 遠藤三男家所蔵資料4、「府馬小日向ニテ三十日間性学修行セシ者之姓名附り東京根岸十日修行連名控 明治二己年十一月廿六日迄」。
 (100) 大原幽学関係歴史資料ⅣN 六九、「東京之記」。
 (101) 同前ⅣL 三五、「(東京関係金子請取証)」。
 (102) 同前補ⅣR 五一。
 (103) 同前補ⅣR 五一—六五。
 (104) 前掲「木村礎著作集Ⅳ 大原幽学と門人たち」、三八六頁。なお、木村氏は根岸の伊藤家が遠藤教主時代から性理学施設として使われていたかもしれないとしているが、本稿で紹介してきた伊藤家側の史料によればその可能性はない。
 (105) 大原幽学関係歴史資料ⅣM 二八、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三八、三九、四〇、四一、四二、四四、ⅣN 四九、六七など。「第壹号」以下、二・三・四・六・八・拾・式拾・式拾壹・廿式・二十三・廿九といった通し番号が付されており、実際には現存分以外にもっと多数あったことがうかがえる。
 (106) 同前ⅣR に分類された隼宛書簡のうち、石部青木ヶ峰にあてた書簡が三〇通

余、箱根施行平あてが八通ほど、長部・八石弁当所あてが四通ほど、居所無記載が五〇通ほどである。いずれも同門の人々からの書簡である。

- (107) 同前IV R 九七。
- (108) 同前補IV R 五一。
- (109) 下田将美「東京と大阪」(一九三〇年、中央公論社)、五三〇七頁「八石教会の跡」。
- (110) 大原幽学関係歴史資料IV R 二二。
- (111) 同前IV R 五二。
- (112) 同前IV L 一四五、明治三四年(一九〇二)九月一日付で八石教会長石毛先生にあてた伊藤まつ以下連名の証文によれば、このたび教会出張所が北豊島郡日暮里村大字日暮里字北久保に移転したとある。
- (113) 同前IV H 四五、五三、普請関係の帳面、図面類。
- (114) 同前IV S 三〇「(宮田正高戸籍謄本)」など。
- (115) 註(104)前掲書、三八〇頁。
- (116) 前田匡一郎「駿遠へ移住した徳川家臣団」第三編(一九九七年、私家版)。
- (117) 栗田則久「香取郡山田町所在性字墓の測量調査報告」(国立歴史民俗博物館研究報告)第一二五集、二〇〇四年)掲載の「小日向地区の性字型墓石一覽」表(九〇頁)。
- (118) 註(91)前掲「旭市史」第三卷、八二六頁。
- (119) 大原幽学関係歴史資料IV O 二八、「裁判言渡書」(東京控訴院、明治二一年一月一日)。「土族では、他に鈴木彦一・新見正寿(旧幕臣)、白神美春(元長州藩士)がいた。
- (120) 同前IV O 二四「拘引状」、二五「収監状」。
- (121) 同前IV D 二二。
- (122) 同前IV M 四七、「日毎乃記」。
- (123) 同前IV L 一四五。
- (124) 註(117)前掲栗田論文掲載の「帰命台地区の性字型墓石一覽」表(八七頁)、および西迎寺・伊藤家墓誌より。
- (125) 大原幽学関係歴史資料IV L 一七〇。
- (126) 西迎寺・伊藤家墓誌。第八代当主として寂然院覚尊心居士という戒名が彫られている。前掲「伊藤家過去帳」も参照。
- (127) 増田恒男「明治を創った人びと」(107)大熊弁玉「(維新の道)第一一三号、二〇〇四年、霊山歴史館)。
- (128) 佐々木秀明「新竹集の歌人たち」(府中史談)第一四号、一九八八年)。
- (129) 「根岸三年集 一」(伊藤正次氏所蔵)。

(130) 「根岸三年集 三」(同前)。

(131) 「根岸三年集 二」(同前)。

(132) 「根岸三年集 三」(同前)。

(133) 「根岸三年集 三」(同前)。

(134) ただし、表2の年齢と、『江戸幕臣人名事典』第一卷(一九八九年、新人物往来社)に掲載された年齢とは食い違いがある。

(135) 「横浜語学所の出身者」(前掲「沼津市明治史料館通信」第一七号)、『掌中官員録』(明治七年)など。

(136) 「郵便報知新聞」明治一四年一月二八日(宮地正人監修『国際人事典 幕末・維新』、毎日コミュニケーションズ、一九九一年、五六八頁)。

付記

本稿執筆にあたり、大原幽学記念館と同館学芸員鈴木映里子様、伊藤隼のご子孫伊藤正江様・伊藤正次様、伊藤家の親類山本元則様、伊藤家の菩提寺西迎寺様には多大なご協力をいただいた。ほかに、写真に関し、東京大学史料編纂所、港区立港郷土資料館、沼津市明治史料館から協力を得た。記して感謝申し上げます。

なお、本稿脱稿後、二〇〇五年七月一日、合併により千葉県香取郡干潟町は旭市となったことを付しておきたい。

また、脱稿後、伊藤隼の書簡が沼津で見つかったので、参考のため以下に翻刻・掲載しておきたい。年は断定できないが、司法省在職中である。宛名の植松幹作(与右衛門季服)は、駿河国駿東郡原宿(現沼津市)の素封家で、珍しい植物を集めた庭園、帯笑園で知られた旧家の当主である。愛鷹牧の牧士をつとめたため、静岡藩時代に伊藤隼と知り合ったのだろう。

尔来御疎音失敬多罪、先以益御壯健奉賀候、拟今般小生有縁之者静岡表へ要用之儀出来罷在候二付、旧家僕附添せ差遣し申候二付、余り疎遠之御託、且者東海道ハ初之道中故、先醒之御所有之珍物御庭等拜見被仰付候様、偏二奉希上候、小子も当地ニ而現今司法省ニ出仕如何之官ニ就キ無事消光罷在候、何哉当地相応之御用も候ハ、無御遠慮御申越可被下候、右之段御依頼申上、且ハ御無沙汰之御託旁如是御座候、頓首

植松幹作様

元生育方世話役

野馬掛 半八郎改

伊藤隼

(原植松家文書・近世文書D4-88、沼津市教育委員会市史編さん係
所蔵マイクロフィルム・リール二一四)

さらに山崎衡については、「本姓高松氏、衡山と号す、徳川幕府旗下の士なり、山崎家に養はる、昌平校に学び、経史に通ず、中村敬宇同窓の友なり、長崎に遊び、蘭学を修し、又撃剣に長ず、楯取群馬県令の招に応じ、本県史跡編修に執筆する多年、後東京に帰り卒す」という紹介が、岡部福蔵『上野人物志』(一九三九年、上毛郷土史研究会、一九七三年復刻、群馬県文化事業振興会)にあることがわかった。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇〇五年三月二三日受理、二〇〇五年七月一五日審査終了)

Followers and Former Bakufu Vassals Following the Death of Ohara Yugaku

HIGUCHI Takehiko

After he had traveled around Japan, Ohara Yugaku settled in Nagabe village, Katori-gun in Shimousa Province (present-day Hikata-machi, Chiba Prefecture), where he sought to rebuild rural villages devastated during the Tempo period (1830–1844). Yugaku aimed to do this through an industrial union organization that would establish arable land, improve agricultural techniques, systemize agricultural work and facilitate the group purchase of consumer goods. He advocated an abstemious lifestyle in which individuals subjugated self-interest and worked hard, which constituted practical ethics that combined ethics and economy. Many peasants became followers and embraced his teachings. Yugaku's philosophy was called "Seirigaku," or "Seigaku," and these teachings which spread far beyond the confines of the village eventually aroused the suspicions of the Bakufu, culminating in Yugaku taking his own life in 1858.

Yugaku's Seirigaku was carried on by a second and third generation of leaders both before and after the Meiji Restoration. The followers, the majority of whom were Shimo-Usa peasants, were joined by Bakufu vassals from Edo and former Bakufu vassals from Tokyo and Shizuoka. Although the impetus for this may be ascribed to the existence of the Takamatsu family, which revered Yugaku as a benefactor and did not stint in providing assistance even at the time of the crackdown by the Bakufu, the Takamatsu family distanced themselves from Seirigaku following Yugaku's death. In contrast, Seirigaku began to be accepted among other Bakufu vassals. Seirigaku spread particularly rapidly among former male and female vassals living in Tokyo for about a decade starting around 1877. Their way of living eschewed civilized society, in that they did not cut off their topknots, did not eat meat and did not ride in horse-drawn carts or on the railway. They formed a type of unusual colony that was isolated from the world around them.

This group of Seirigaku followers living in the Meiji period, made up from former vassals who adopted an anti-civilization and anti-Western stance, also included those who had studied and taught at the Yokohama Language School, Numazu Military Academy and Shizuoka School, which were leading institutions of Western learning during the Meiji Restoration at the end of the Edo period. This raises the question of whether their conversion from Western learning to Seirigaku can be attributed to something that occurred during their past experiences. By introducing the materials left behind by Ito Haya, one of these figures, this paper traces the ideological odyssey of these former vassals in the Meiji period.

静岡学問所時代の伊藤隼一が半八郎と改名していたことを示す書付
(大原幽学記念館所蔵・大原幽学関係歴史資料IV R75)

伊藤隼一が静岡学問所五等教授であったことを示す書付(大原幽学記念館所蔵・大原幽学関係歴史資料補IV R41)

明治4年6月伊藤半八郎に対し兵部省から大阪出頭命令が来たことを示す書付(大原幽学記念館所蔵・大原幽学関係歴史資料補IV R19)

伊藤富礼(岩一郎)
(港区立港郷土資料館所蔵)

早川省義
(沼津市明治史料館所蔵)

高松寛剛
(沼津市明治史料館所蔵)

高松彦三郎
(東京大学史料編纂所所蔵)

伊佐新次郎ら幕臣連名による性理学入門誓約書(大原幽学記念館所蔵・大原幽学関係歴史資料ⅣC384)

伊藤家での教主石毛源五郎の言動を記録した「根岸三年集」
(伊藤正次氏所蔵)

明治6年国事犯事件を記念して建てられた記念碑
(干潟町長部)
浜松県士族仁瓶慎則・鈴木彦一を含め、司法省に拘引された20名の氏名が刻まれている。

伊藤隼肖像画(伊藤正次氏所蔵)

明治13年に提出された伊藤隼の神文
(大原幽学記念館所蔵・大原幽学関係歴史資料ⅣC1193)